

令和5年（2023年）7月10日（月曜日）

第 3 号

令和5年第2回
北海道議会定例会 予算特別委員会第1分科会会議録

第3号

令和5年(2023年)7月10日(月曜日)

出席委員

委員長

大越農子君

副委員長

宮崎アカネ君

木下雅之君

千葉真裕君

田中勝一君

水口典一君

植村真美君

滝口直人君

太田憲之君

笠井龍司君

中川浩利君

森成之君

高橋亨君

出席説明員

環境生活部長 加納孝之君

環境生活部
アイヌ政策監 相田俊一君

環境生活部次長 松谷雅一君

環境保全局長 竹澤祐幸君

自然環境局長 竹本広幸君

くらし安全局長 佐藤圭子君

スポーツ局長 高見芳彦君

アイヌ政策推進局長 高橋奉己君

総務課長 新井田順也君

水道担当課長 岡田朋子君

自然環境課長 鈴木英樹君

動物愛護管理
センター所長 小笠原重喜君

野生動物対策課長 小島宏君

エゾシカ担当課長 高杉聖君

ヒグマ対策室長 井戸井毅君

道民生活課長 本田晃君

交通安全担当課長 箱崎和好君

スポーツ振興課長 松井直樹君

アイヌ政策課長 鈴木昭弘君

象徴空間担当課長 高石浩子君

総合政策部長 三橋剛君

総合政策部
地域振興監 菅原裕之君

総合政策部次長 清水茂男君

官民連携推進局長 所健一郎君

計画局長 笠井敦史君

地域創生局長 大野哲弘君

企業連携担当局長 阿部正幸君

総務課長 蓮見光志君

官民連携推進局参事 福山琢也君

同 高橋憲正君

同 藤原和道君

計画推進課長 佐々木敏君

地域戦略課長 笹森穰君

地域創生担当課長 奈良華織君

議会事務局職員出席者

議事課主幹 加藤隆行君

【第1分科会 7月10日 第3号】

議事課主査	藤田知樹君	同	吉本麻美君
同	大西健君	同	中澤正和君
同	斉藤晃俊君	同	井端卓君
同	中川典彦君		

午後 1 時 開議

○大越農子委員長 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔藤田主査朗読〕

1. 予算特別委員長から、分科委員の異動について、藤沢澄雄議員の第2分科会への所属変更を許可し、滝口直人議員を第1分科委員に変更指名した旨、通知がありました。

1. 本日の会議録署名委員は、

中川浩利委員
森成之委員

であります。

○大越農子委員長 それでは、議案第1号、第2号、第7号及び第8号を一括議題といたします。

1. 環境生活部所管審査

○大越農子委員長 これより環境生活部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

木下雅之君。

○木下雅之委員 お疲れさまでございます。

それでは、私から、環境生活部所管部分について、2項目の質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、1項目めは、北海道生物多様性保全計画についてであります。

あらゆる生物がそれぞれの環境の中で支え合ってバランスを保っている状態、いわゆる生物多様性の保全が世界的な課題となっております。

昨年の12月にカナダのモントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議、いわゆるCOP15では、2010年の愛知目標に代わる新たな生物多様性に関する世界目標、昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択されました。

これを受け、国においては、本年3月に新たな世界目標に対応した「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定をされたところであります。

道では、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略に当たる北海道生物多様性保全計画を

平成22年に策定し、様々な施策に取り組んできたことと承知をしておりますが、以下、計画の実施状況などについて伺ってまいりたいと思います。

1点目は、新たな生物多様性国家戦略についてであります。

国際的には、気候変動と並び、生物多様性の損失が地球規模の危機と認識をされ、早急かつ強力な取組が求められる中、国では、新たな生物多様性国家戦略を決定しております。

まずは、その内容についてお伺いをしたいと思います。

○大越農子委員長 自然環境課長鈴木英樹君。

○鈴木自然環境課長 新たな生物多様性国家戦略についてでございますが、国は、本年3月、国際的な目標に対応した新たな戦略を決定し、その中で、2050年のビジョンを、自然と共生する社会とした上で、2030年までに生物多様性の損失を止め、自然を回復に向かわせるネイチャーポジティブの実現を目標として掲げ、自然を守り、活用するための行動を国民とともに実行していくこととしております。

この国家戦略では、生態系の健全性の回復、自然を活用した社会課題の解決、生物多様性への負荷を低減し、持続的に利用する経済の実現、生活や消費活動における生物多様性の価値の認識、生物多様性の取組を支える基盤整備と国際連携の推進といった五つの基本戦略が打ち出されるとともに、これらの戦略ごとに具体的な施策が示されております。

○木下雅之委員 それでは、この国家戦略を踏まえた道の対応についてお伺いいたします。

新たな国家戦略を踏まえ、今後、道としてはどのような対応を進めていく考えなのか、お伺いをいたします。

○大越農子委員長 自然環境局長竹本広幸君。

○竹本自然環境局長 国家戦略を踏まえました対応についてでございますが、生物多様性基本法では、都道府県は、生物多様性国家戦略を基本として、地域戦略となる計画を定めるよう努めることとされており、道では、平成22年に生物多様性保全計画を定め、多様な生態系を構成する生物の保全や、生物多様性への影響の低減に向けた様々な政策に取り組んできたところでございます。

このたび決定された国家戦略では、気候変動への影響や経済活動における自然環境の持続可能な利用などといった世界の潮流を踏まえた、2030年までの新たな目標や戦略が定められたこと、また、脱炭素社会に向けた動きや野生鳥獣による被害の深刻化など、本道の自然環境を取り巻く状況が計画策定時から変化していることなどを踏まえまして、道計画の見直しについて検討を進めていく必要があると考えております。

以上です。

○木下雅之委員 それでは、現行の計画に基づく施策の進捗状況についてお伺いをいたします。

計画の見直しに当たっては、現行の計画の点検評価を踏まえることが重要であるというふうに考えますが、現計画に基づく施策の進捗状況等について、どのように評価をされているのか、お伺いをいたします。

○鈴木自然環境課長 施策の進捗状況についてでございますが、現計画では、施策の進捗状況を把握するため、エゾシカ捕獲数、タンチョウ生息数、アライグマによる農業被害額、アウトドアガイド認定者数などの指標を設定しており、計画の見直しに先立ち、こうした指標の動向も踏まえ、施策の進捗状況について点検評価を行ったところでございます。

その中で、希少野生生物の保護に関しては、タンチョウ生息数や分布域の指標の改善が見られた一方、外来生物の防除に関しては、アライグマによる農業被害額が増加するなど、さらなる取組の強化が必要であることが確認されたほか、顕在化する気候変動による影響への対応や生物多様性の重要性に関する道民や事業者の方々の理解の促進のためには、新たな取組が必要であると考えているところでございます。

○木下雅之委員 それでは、現計画の見直しのポイントについてであります。

今後、見直しに向けた議論をさらに進めていく必要があるというふうに考えますけれども、見直しに向けたポイントとしてどのような点があるのか、お伺いをしたいと思います。

○鈴木自然環境課長 計画見直しのポイントについてでございますが、新たな国家戦略の内容や現計画の点検評価から、生態系サービスの最大化、グローバルな視点、全ての取組での気候変動対策とのシナジーを意識、2030年までに陸と海の30%の保全を目指すサーティ・バイ・サーティ目標を適切に考慮した施策の実施、現状を認識した上での北海道としての役割の追求などを計画見直しに当たってのポイントといたしまして、2030年までの新たな目標やその実現に向けた施策を検討していくこととしております。

今後の検討に当たっては、環境審議会の御意見や道議会における御議論はもとより、道民、事業者の皆様、関係団体から御意見をいただきながら、計画の見直しを進めてまいります。

○木下雅之委員 ということで、幾つか確認をさせていただいた上で、今後の取組についてであります。

本年4月に札幌で開催されましたG7気候・エネルギー・環境大臣会合では、気候変動と生物多様性の損失が非常に大きな経済上のリスクとして認識される中で、生物多様性に関し、経済界との連携が打ち出されたと承知をしております。

北海道の社会経済の中で重要な位置を占める1次産業においては、野生動物による深刻な被害がある一方で、豊かな自然の象徴でもあり、地域資源ともなっている生物多様性を産業振興の観点から生かしていくことも重要と考えます。

道は、計画の見直しを通じ、生物多様性の保全と持続可能な利用に向け、今後どのように取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

○大越農子委員長 環境生活部長加納孝之君。

○加納環境生活部長 今後の取組についてであります。本道の豊かな自然環境がもたらす恵みは、道民の生活ばかりではなく、農林水産業や観光など様々な産業を支えておりまして、貴重な財産として後世につなげ、その保全や適正利用を促進していくことが重要と認識しております。

道では、計画の見直しを契機に、生物多様性の保全と経済活動の両立が持続可能な社会の構築

につながるという視点を持ちまして、道民の皆様はもとより、国や市町村、事業者などとの連携の下、自然の恵みを実感し、将来にわたって享受できる、人と自然が共生する社会の実現を目指してまいります。

○木下雅之委員 ありがとうございます。

それでは、項目を替えまして、次に、スポーツの振興について伺ってまいりたいと思います。

本道におけるスポーツの振興に向けては、国内外で活躍するどさんこアスリートの育成を推進するとともに、年齢や障がいの有無などにかかわらず、道民誰もが様々なスポーツに親しみやすい環境づくりを充実していくことが大切と考えます。

道は、本年3月に第3期となるスポーツ推進計画を策定し、具体的な取組を進めていくということにしておりますので、この点に関わって何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目は、スポーツ推進計画の改定ポイントについてであります。

少子・高齢化の進行や新型コロナウイルス感染症の影響など、スポーツをめぐる環境の変化や前計画の検証結果などを踏まえ、今回、どのような点を重視しながら改定を行ったのか、主な改定のポイントについてお伺いをいたします。

○大越農子委員長 スポーツ振興課長松井直樹君。

○松井スポーツ振興課長 改定のポイントについてでございますが、第3期計画では、新型コロナウイルス感染症の影響によるスポーツ活動の制限や、少子・高齢化の進行などによる将来のスポーツ参画人口の減少への懸念など、スポーツを取り巻く環境や社会状況が大きく変化していく中であって、スポーツの持つ力を最大限活用し、北海道の潜在力を発揮しながら、将来にわたる持続可能な社会の実現に寄与することを目指しております。

主な変更点といたしましては、昨年制定されました北海道スポーツ推進条例や国が策定した第3期基本計画を踏まえまして、四つの方針、五つの柱で構成しておりました第2期計画を、昨今の社会情勢の変化に応じまして、参画人口の拡大やスポーツによる地域活性化、選手の国際競争力の向上などを基本方針といたしました五つの体系として整理し、昨年7月に設立いたしました北海道スポーツみらい会議と連携しながら、オール北海道で推進することとしたところでございます。

○木下雅之委員 ただいま、基本方針を五つの体系として整理という話がありましたが、それぞれの基本方針ごとに具体的な目標値を設定しながら取組を進めていると承知しております。

目標について、前回からどのように見直しをしているのか、お伺いをしたいと思います。

○松井スポーツ振興課長 計画の目標についてでございますが、スポーツをする、見る、支える、知るといった多様な関わりを通じて、誰もが日常的にスポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりを進めることが重要との認識の下、今回の計画では、社会情勢の変化を踏まえ、新たな指標も加え、10の目標として整理したところでございます。

新たな指標といたしましては、本道の成人した障がい者の週1回以上のスポーツ実施率の増加や、障がい者スポーツを体験したことのある者の割合の増加を加えております。

【第1分科会 7月10日 第3号】

また、第2期計画の進捗を踏まえまして、スポーツ環境の充実として、総合型地域スポーツクラブの設置を令和3年の96市町村から、計画最終年には道内全市町村とすること、スポーツを通じた地域活性化として、スポーツコミッション数を現状の19団体から34団体とすることなどを掲げております。

○木下雅之委員 ありがとうございます。

具体的にその取組を進めるに当たっての推進体制として、昨年7月に官民連携組織として発足をした北海道スポーツみらい会議と連携をしながら、オール北海道で推進をするということですが、この北海道スポーツみらい会議では、これまでどのような取組が行われてきたのか、お伺いをしたいと思います。

○松井スポーツ振興課長 北海道スポーツみらい会議の取組についてでございますが、官民が連携し、協働するネットワーク組織として、昨年7月に発足いたしました北海道スポーツみらい会議では、これまで、ツイッターなどのSNSを活用して、道内のスポーツイベントや本道ゆかりの選手の活躍などの情報発信を行っておりますほか、昨年10月には、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、誰もが楽しめる北海道みらい運動会を初めて開催したところでございます。

また、本年2月には、小学生がトップアスリートと様々なスポーツを楽しむことができるイベントや、本年3月には、北見市と札幌市で、正しい知識でだけでなくスポーツに親しむことができるよう、スポーツ医・科学セミナーを開催するなど、スポーツを通じた健康で豊かな生活の形成や魅力ある人づくり、地域づくりなどを推進するため、プロスポーツチームや大学、企業などと連携しながら、取組を行ってきたところでございます。

○木下雅之委員 本年は、第3期計画の初年度として非常に大事な年となります。

今定例会においてもスポーツ関係の予算が提案をされておりますが、道の主な取組について、その狙いやどのような効果を期待しての取組なのかといったことについてお伺いをしたいと思います。

○大越農子委員長 スポーツ局長高見芳彦君。

○高見スポーツ局長 道の主な取組についてでございますが、スポーツを通じた心身の健康の保持増進や地域特性を生かした魅力ある持続可能な社会の実現を目指し、多様な主体のスポーツへの参画を促進するため、パラ競技体験やセミナーの開催、プロスポーツ選手を講師とした子ども向けのスポーツ体験教室、総合型地域スポーツクラブの設立等を促進する取組などを実施するほか、今年度は、新たに、子どもや障がい者、プロスポーツ選手が参加する交流イベントを開催することとしております。

これらの取組を着実に進めることで、障がい者スポーツの理解促進と支援の拡大、スポーツに参加する気運の醸成などにより、参画人口の拡大や地域活性化が期待されるところでございます。

○木下雅之委員 その上で、スポーツに親しむ環境の充実についてであります。

現在、道教委では、公立中学校等の部活動の地域移行に向け、取組を進めておりますが、その

実現のためには、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団などの地域スポーツ団体の充実が不可欠となります。

道としても、しっかりと連携を図っていく必要があるものと考えますが、その対応についてお伺いをしたいと思います。

○高見スポーツ局長 スポーツに親しむ環境の充実についてでございますが、本年3月に策定いたしました第3期北海道スポーツ推進計画では、公立中学校等の運動部活動の地域移行に向け、地域自らが運営する総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団など、地域スポーツ団体の充実に努めることとしております。

道としては、引き続き、道教委をはじめ、市町村や教育機関、スポーツ関係団体などと連携し、情報の把握に努めるとともに、本道の広域性に十分留意しながら、児童生徒はもとより、誰もが道内各地でスポーツに親しむことができる環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○木下雅之委員 ということで、何点か確認をさせていただきましたが、その上で、今後の取組についてであります。

第3期スポーツ推進計画が策定され、先ほども申し上げましたように、今年度から計画の期間がスタートしております。

最後に、今後の本道のスポーツ振興にどのように取り組んでいくのか、部長の決意をお伺いいたしまして、私の質疑を終わらせていただきたいと思います。

○加納環境生活部長 今後のスポーツ振興についてであります。道では、本年3月、国のスポーツ基本法や議員提案で制定されました北海道スポーツ推進条例の理念を踏まえまして、スポーツを通じて将来にわたる持続可能な社会の実現を目指す姿といたしました第3期計画を策定したところであります。

道といたしましては、条例で定める理念の実現に向けまして、する、見る、支える、知るといった多様な関わりから生まれるスポーツの持つ力を最大限活用し、豊かな自然環境を背景として、世界で活躍する多くの選手を輩出する北海道の潜在力を発揮しながら、北海道スポーツみらい会議と連携いたしまして、生涯にわたり、誰もが、それぞれの体力や年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、スポーツに親しむことができる環境づくりにオール北海道で一層取り組んでまいります。

○木下雅之委員 ありがとうございます。

○大越農子委員長 木下委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

田中勝一君。

○田中勝一委員 通告に従いまして、質問いたします。

エゾシカ対策についてお伺いをいたします。

まず、野生鳥獣による農林水産業被害についてですけれども、令和3年度の道の被害金額は約54億5000万円となっております。

【第1分科会 7月10日 第3号】

鳥獣別に見ますと、被害金額では、エゾシカが約44億8000万円と全体の8割を占める被害となっており、北海道の農林水産業を守るためには、エゾシカの捕獲活動や侵入防止策が急務となっております。

道としては、エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業やエゾシカ捕獲困難地対策事業で、令和4年度は約1億4000万円が予算化され、第6期の北海道エゾシカ管理計画の捕獲目標に向けて実施をされてきていると承知しております。

まずは、令和4年度の捕獲数など、そういった結果についてお伺いをしたいと思います。

○大越農子委員長 エゾシカ担当課長高杉聖君。

○高杉エゾシカ担当課長 道が実施した捕獲事業などについてであります。道では、エゾシカ管理計画の捕獲目標達成に向けて、令和4年度は、環境省の交付金を活用した指定管理鳥獣捕獲等事業と農林水産省の交付金を活用した捕獲困難地対策事業を実施したところでございます。

指定管理鳥獣捕獲等事業では、鳥獣保護区など、市町村による捕獲が困難な地域などを対象に道内11か所において実施し、444頭を捕獲したほか、生息状況調査や関係機関との連携強化を目的とした研修会も実施したところです。

また、捕獲困難地対策事業では、市町村境界付近の銃猟禁止区域など、捕獲が進んでいない地域を対象に道内8か所において実施し、81頭を捕獲したほか、経験の浅い狩猟者を対象とした実践研修会なども行ったところでございます。

○田中勝一委員 全道的な報告については承知をいたしました。

次に、具体的な地域での捕獲事業についてお伺いをいたします。

石狩地域の関係でございますけれども、石狩振興局環境生活課では、エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業委託業務が445万円で発注されていましたが、この冬に江別市の野幌森林公園瑞穂口駐車場に設置をされた囲いわなについて、どのような根拠である場所に設置をしたのか、お伺いをいたします。

特に、地元の方々から、このエゾシカの捕獲については、森林公園の駐車場の付近は、春から秋にかけてはエゾシカが結構出ているのですけれども、冬になると森林地域のほうに移動してなかなか駐車場付近ではエゾシカを見ることがないという声を聞いております。

地元の猟友会の方々からも、せっかく予算をつけてエゾシカを捕獲するのであれば、こういう少ない地域ではなくて、森林地域の中ですとか、効率のよいところに囲いわなを設置すべきではないかという声を伺っているものですから、ぜひ、どうしてあの場所に設置をしたのか、その根拠や、事前調査がどうであったのかということも含めまして、お伺いをしたいと思います。

○高杉エゾシカ担当課長 野幌森林公園での捕獲事業についてであります。この事業は、指定管理鳥獣捕獲等事業のうち、捕獲効率の低い低密度生息域でモデル的な誘導捕獲を行い、効果を検証する事業でありまして、市町村からの要望を受け、令和4年度は、江別市を含む道内2か所で実施したところでございます。

江別市からは、野幌森林公園周辺での出没による交通事故等の被害や公園内で越冬する集団の

存在を指摘する専門家の研究を踏まえ、この事業の実施について道に要請があったところでありまして、道では、公園内で銃が使えないことも考慮し、人の往来が比較的少なく、餌の少ない冬場に、公園内で越冬するエゾシカを餌の誘引による囲いわなで捕獲する検証事業を実施したところでもあります。

また、わなの設置場所につきましては、事前調査で出没が確認できたこと、捕獲個体などの運搬に必要な道路の除雪が確実に行われること、わなの設置に必要な広さや平坦な場所などの条件を満たす、駐車場から約300メートル先の林道沿いの伐採跡地としたところでもあります。

その結果、餌に誘引され、わな入り口近くまで現れたエゾシカが数頭、自動撮影されたものの、捕獲には至らなかったところではありますが、低密度生息域での囲いわなによる捕獲につきまして、誘引餌の配置方法などの検証ができましたことから、今後の効果的な捕獲につなげていく考えでございます。

○田中勝一委員 この事業は、捕獲効率の低い低密度生息域でのモデル事業であって、その検証をされていたということが今の答弁で分かったわけですけれども、実は、地元の方々は、そのことを理解されておらず、せっかく予算をつけてエゾシカを捕獲するわけですから、もっともっと効率のよい場所に設置すべきではないかという声も上がっていました。

要は、捕獲した後に搬送する道路も必要だという今の答弁ですけれども、当然、森林内に設置すればもっと捕獲ができるわけですが、そういった道路が必要だということも含めまして、なかなか地域の方々に丁寧な説明がされていなかったのではないかなということが反省点として伝わってきました。

今後も、当然、また予算化をされてエゾシカの捕獲事業が行われるわけですけれども、こういったモデル的な事業はなかなかまだ認知されていませんので、令和4年度は、江別市を含む道内2か所で実施をされたという答弁で、留萌管内で実施されているというふうに聞いていますけれども、ぜひ、こういったことも含めまして、地域の方々に丁寧な説明をした上で、しっかりとエゾシカの捕獲に向けて取り組んでいただきたいと思います。特に、猟友会の方々は、御承知のとおり、銃を使った捕獲ということで、道や市町村と一緒に、エゾシカの捕獲に向けて一生懸命取り組んでいただいていますので、より丁寧な説明をした上で、今後も取り組んでいただくということを最後に指摘いたしまして、私の質問といたします。

ありがとうございました。

○大越農子委員長 田中(勝)委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

植村真美君。

○植村真美委員 私からは、野生鳥獣対策について伺いたいと思います。

このたびは、アライグマの関連でございますけれども、野生動物であったアライグマですが、ペットとして我が国に輸入されてきました。1979年に恵庭市で飼われていた個体が逃亡したのがきっかけで、本道における野生化が始まったとされておりますが、現在では道内のほぼ全域でアライグマが目撃されており、農業被害が広がっている中で、効果的な対策を切望する声をよく耳

【第1分科会 7月10日 第3号】

にしているところであります。

アライグマ対策につきましては、昨年の決算特別委員会におきまして、我が会派の同僚議員がアライグマ捕獲プログラムの策定などについて質疑を行っておりますが、その後の取組状況はどのようなになっているのか、伺ってまいります。

まず、アライグマの生息や農業被害の実態、捕獲数の推移はどのような状況でありますか、伺います。

○大越農子委員長 野生動物対策課長小島宏君。

○小島野生動物対策課長 アライグマの現状についてであります。道内では、平成4年度に、恵庭市をはじめ、13市町村で目撃や痕跡が報告され、その後、徐々に生息域が広がり、確認市町村数は、ここ10年間で約2割増加の164市町村となっております。

農業被害は、スイートコーンを中心に、その被害額は、令和元年度には、前年度から2200万円減少し、1億2000万円となったものの、令和2年度は再び増加に転じ、直近の令和3年度のデータでは、1億4900万円と過去最高となっております。

また、捕獲数につきましても増加の傾向にありまして、平成27年度には1万頭を超え、令和2年度には2万5806頭で過去最高となり、令和3年度には2万5371頭を捕獲しているところでございます。

○植村真美委員 農業被害額がだんだん増えてきている状況にあります。そのような深刻な被害を防止するために、有効な捕獲対策が求められるところでございます。

昨年の決算特別委員会の答弁では、効果的な取組として期待されるアライグマ捕獲プログラムの年度内の策定に向けて作業を進めているということでございましたが、その後の進捗状況について伺います。

○小島野生動物対策課長 捕獲プログラムについてであります。このプログラムは、本道からのアライグマ排除を目指し、地域における効果的かつ効率的な捕獲対策を進めるため、捕獲の実施主体となる市町村自らが生息実態を把握し、それを踏まえてどのような対策を講じるべきかといった方向性を定めるための支援ツールとして、本年3月に北海道立総合研究機構と共同で策定したところでございます。

このプログラムでは、地域の連携体制構築や1年を通じた捕獲計画などの捕獲の進め方、地域における生息数の推計や個体数減少に必要な捕獲目標頭数の設定の方法、捕獲エリアの選定やアライグマの行動特性を利用したわなの設置方法などの捕獲の実践技術、先進事例を参考とした目標達成のための方策などを提示しており、アライグマ捕獲に関する総合プログラムとなっております。

○植村真美委員 全道で、市町村全域で取り組んでいただけるようなプログラムにしたということでした。今、本年の3月に策定したアライグマ捕獲プログラムにつきまして御説明していただいたわけですが、本年度はどのように展開するのか、お伺いたします。

○小島野生動物対策課長 捕獲プログラムの展開についてであります。今年度は、全道を6ブ

ロックに分け、市町村職員や捕獲従事者などを対象とした講習会を開催し、プログラムの内容や運用方法を解説するほか、生息数推計などの演習を通じ、プログラムの具体的な運用方法を習得いただくこととしているところでございます。

また、地域が一体となった広域的なプログラムを実証するため、農業被害や出没状況を考慮し、モデル地区を3か所選定し、複数の市町村や関係機関で構成する連携協議会を設置した上で、アライグマの生態や被害防止対策に関する知見を有する専門家による捕獲技術や生息数推計のためのデータ解析の指導を行うほか、近隣市町村等が連携した捕獲の実践を行うこととしております。

○植村真美委員 6月にいろいろなプログラムが具体化されたというふうにお聞きしております。また、春からは、一斉捕獲をやりながら捕獲技術の向上のモデル事業などを検証されていたということでございますが、このたびのこのプログラムの普及を含めて、今後、アライグマ根絶に向けてどのように取り組むお考えなのか、伺います。

○大越農子委員長 環境生活部長加納孝之君。

○加納環境生活部長 今後の取組についてであります。道では、これまで、外来種であるアライグマの根絶を目指しまして、市町村などと連携しながら、春期一斉捕獲の推進や捕獲技術研修による人材育成など様々な取組を講じてきましたが、繁殖力が強いアライグマの生息域は拡大し、農業被害額が増加しており、より実効性の高い対策が必要と認識しております。

アライグマは、広範囲を移動する習性があり、複数の市町村による連携体制の構築が重要でありますことから、今後、様々な機会を活用し、今回作成いたしました捕獲プログラムを市町村へ普及するとともに、今年度を実施するモデル事業の成果を踏まえまして、より効果的で効率的な捕獲手法を全道に展開し、アライグマ対策のさらなる強化に取り組んでまいります。

○植村真美委員 先手先手のいろいろな効率のよい対策が必要でありますけれども、残念ながら、いろいろと数値を聞きますと、やはり、被害が増えているのが現状であるかなと思っております。

このたび、各市町村に、連携体制を含めて、広域にこのプログラムを普及していただけるということでもあります。被害が多いところというのは、空知地域や十勝地域だというふうに聞いてまして、今までも先手で取り組んできているようですが、各市町村の意識に差があって、一つ一つの市や町で具体的、効率的な強化対策をしていたとしても、なかなか根絶までは図れなかったというのが今までの内容だったのかなというふうに思っています。

これから、各市町村全域に普及させていくというこのプログラムが始まるわけではありますが、道においてのリードであったり、指導監督というものがこれからは問われてくることになるかなと思うところであります。その辺りも、ぜひ、チームワークよく進めていただきたいと思いますので、何とぞよろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○大越農子委員長 植村委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後1時40分休憩

午後1時42分開議

○大越農子委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

環境生活部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

高橋亨君。

○高橋亨委員 道は、令和4年9月に、LGBTを含む性的マイノリティーに関する各自治体の施策調査を行いました。未回答の4自治体以外の175自治体が答えを寄せてくれました。

その結果、能動的に、住民の意識調査及び各自治体に寄せられる相談や苦情、当事者や支援団体からの聞き取りなどでマイノリティーのニーズを把握したと答えたのが、合わせて43自治体でした。回答自治体の約25%のみとなっております。このことについての道の見解をお聞きします。

○大越農子委員長 道民生活課長本田晃君。

○本田道民生活課長 道が実施した調査についてであります。回答をいただいた175自治体のうち、約75%が性的マイノリティーに関する施策ニーズを把握していないとのことでありましたが、当事者の方々の中に、周囲の無理解や差別、偏見などを恐れて、自身の性の在り方を伝えることができない方は多く、人知れず悩み、日々、生きづらさを感じている方もおられるものと考えております。

道といたしましては、引き続き、道内自治体に対し、性の多様性に関する理解と当事者の存在への気づきを広げていくためのセミナーや情報提供などを行ってまいります。

○高橋亨委員 性的マイノリティーへの差別の問題がこれだけ国内で議論されているにもかかわらず、関心が薄い自治体が道内に75%もあること自体、意外でした。道は、これまで、理解増進に努めると言っておりましたけれども、これが実態なのであります。

調査では、これまでも取り組んできたことがなく、今後も取り組む予定がないと答えたのが135自治体でしたけれども、その多くが、取組の手法が分からない、また、制度として道や政府が主体的に行うべきだという意見が多く出されました。

この意見に対して、道はどのように応えていくつもりなのか、お伺いします。

○大越農子委員長 暮らし安全局長佐藤圭子君。

○佐藤暮らし安全局長 道内市町村への対応についてであります。道では、これまでも、職場向けのにじいろガイドブックの発行や活用の促進など、性の多様性や性的マイノリティーの方が直面している課題などについて、市町村の理解を深めるための取組を進めてまいりました。

今後は、さきに成立した、いわゆるLGBT理解増進法に基づき、国において策定される基本計画や施策の方向を注視しながら、道内市町村に対し、当事者を講師とするセミナーの開催や多様な相談窓口の紹介などを進め、また、パートナーシップ制度など、性的マイノリティーの方々に関する施策について、道内外の運用状況を把握し、情報共有するなど、地域における議論や取

組が進むよう支援に努めてまいります。

以上でございます。

○高橋亨委員 先ほどそちらのほうでお答えがあったように、当事者はなかなか自分から話すことができないことがあるということをおきながら、一方では、当事者を講師としてセミナーを行うということですが、これはちょっと矛盾している言い方ではないかなというふうに思っております。

まず問題なのは、自治体の担当者の方が無理解や消極的であっては、なかなか物事が前に進まない、住民理解など望むべくもないというふうに思うわけであります。

振興局が中心となりまして、各自治体の担当者を集めて、道の考え方や先行している自治体の状況などをまさしくプッシュ型で行うことから始めなきゃならないと思いますけれども、お考えをお聞きます。

○佐藤くらし安全局長 自治体の意識醸成についてでございますが、住民に身近な事務を行う市町村が、性的マイノリティーの方々の自らの性的指向や性自認を明らかにすることが難しい現状や抱えている生きづらさなどについて理解を深めていただくことは、大変重要であると認識しております。

引き続き、振興局とも連携し、市町村を対象に、地域の当事者や支援者の方々を講師としたセミナーなどを道内各地で実施いたしまして、性の多様性への理解促進に関する道の取組方向や道内外の自治体の動向、身近にある課題などを、参加される自治体関係者に丁寧にお伝えするなど、地域において取組が進められるよう支援をしております。

以上でございます。

○高橋亨委員 まずは、市町村の担当者の意識を高めていただきたいというふうに思うわけであります。アンケートの結果は、そのことを如実に語っていると思います。

この間、パートナー制度の条例化やパートナーシップ制度を導入した自治体の道内の人口のカバー率は幾らなのか、教えていただきたいと思っております。

○本田道民生活課長 パートナーシップ制度についてであります。本年6月時点で、道内でパートナーシップ制度を導入している自治体は、札幌市、江別市など、8市となっており、直近の令和4年1月1日現在の住民基本台帳によれば、8市の人口の合計は、道全体の約56%となります。

○高橋亨委員 制度を導入した自治体の数も大事なのですけれども、結果的には、人口をどのくらいカバーしているかということが大きな意味を持つというふうに思うわけであります。

既に、北海道の場合、人口のカバー率は56%ということでございます。これは過半数を超えているということでございます。先行しているのは都市部であって、問題は、取組が進んでいない町村部ということになるというふうに思っております。認識が一緒であれば、対策の打ちようもできるだろうというふうに思います。

まずは、自治体の中でも、制度を導入していない市に理解してもらうということが大事だろう

と思っています。

また、制度を導入した自治体の隣町にも同じような制度を導入してもらい、転居のときもスムーズにサービスが移行できるように考えていかなければならないというふうに思いますけれども、見解をお聞きします。

○佐藤くらし安全局長 パートナーシップ制度についてでございますが、道内では、これまでに8市がこの制度を導入しており、また、上川管内においては、旭川市が要綱案を作成し、周辺の8町との連携による上川中部圏での導入の検討が進められているものと承知をしております。

道といたしましては、制度の導入については、それぞれの地域の実情に応じて議論や検討が進められていくことが望ましいものと考えておまして、旭川市周辺の連携の動きなど、道内の取組状況の周知や連携の促進など、市町村の実情に応じた議論や取組が進むよう支援してまいります。

以上でございます。

○高橋亨委員 大事なのはそういうことなのですよ。旭川市はいい例だというふうに思います。

私の地元は函館市ですけども、隣の北斗市も制度を持っています。しかし、七飯町はない。でも、この三つの自治体は生活圏なのです。お互いに、昼、夜、仕事をする、生活をする、この場は、大体、この圏内を行き来しているのですが、サービスが全く違うということになるわけでございます。

札幌は制度を導入していますけれども、周りの衛星都市は制度を導入していないという状況になっています。でも、生活圏は一緒なのです。そこが大事だというふうに思っています。

したがって、今お話があったように、そういうところからどんどん面として広げていくよう取り組んでいただきたいと思えます。

札幌市では、LGBTなど性的少数者が働きやすい企業として、LGBTフレンドリー企業を認定しております。その企業がもう70社以上になったことが報道されました。そして、企業間や当事者、自治体などが積極的に交流して、地域で多様性尊重の機運を高める活動をしております。

道は、この取組をどのように評価しているのか、お伺いします。

○本田道民生活課長 企業における取組についてであります。札幌市のLGBTフレンドリー指標制度に登録し、企業において性的マイノリティーに関する取組が推進されますことは、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが働きやすい環境を整えていく上で有効でありまして、職場における従業員の理解促進や性的マイノリティーの方々への適切な配慮の輪の広がりにつながるものと考えております。

○高橋亨委員 道も、この制度については非常に高い評価をされているというふうに受け止めます。そうであれば、道としてもこの取組を全道に広める価値はあると思うわけでありまして、ぜひ、このことを検討すべきだと思えます。

多様性を重んじる事業所、企業というイメージは、消費者に好意的に受け入れられるだろうと思います。

札幌市以外にも、進出するラピダスは千歳市ですし、さらに、データセンターも石狩管内に入ってくるかもしれません。札幌市ではないわけですよ。ですから、その枠を超えてそういう制度を運用していただきたいというふうに思います。

進出してくる企業は、IT関係が非常に多いかもしれませんが、このことについて非常に理解の高い企業ばかりだというふうに思っていますので、ぜひ、そういうところにも声をかけやすいような、やっぱり、全道を網にかけた取組をしていただきたいと思っているわけでございます。

そういうことも含めて、自治体を超えての枠について、お考えがあればお聞きしたいと思えます。

○佐藤くらし安全局長 企業における取組についてでございますが、道においては、札幌市LGBTフレンドリー指標制度を、道の性的マイノリティー施策に関するホームページなどにおきまして広くお知らせするとともに、本年2月に道が創設いたしました人権配慮企業登録・紹介制度を活用し、性的マイノリティー分野を含む人権配慮の取組を行っている道内企業を登録いたしまして、その取組を御紹介しているところでございます。

今後も、市町村や事業者の方々などを対象といたしました理解促進セミナーで紹介するなど、様々な機会を活用して、性の多様性に配慮した企業の取組の情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○高橋亨委員 残念ながら、道の人権配慮企業登録・紹介制度については、それ自体が知られていないのですね。これまで以上にインパクトのある取組が必要だというふうに思うわけでございます。

先ほども申し上げましたけれども、企業にとって、多様性に寛大なイメージ、これは非常に大きなイメージアップになります。道の制度は心を動かさないのですよね。もっと工夫していただきたいというふうに思います。

国会でも多くの議論が行われた今回の法案です。この中に、不当な差別はあってはならないという文章も含まれています。

法理学者も困惑してしまう、不当な差別とはどのようなものなのか。自治体は、法に従って行政を進めなければなりません。その段階で、必ず、不当な差別とはどのように判断するのかが問われるというふうに思います。道の見解をお聞きします。

○本田道民生活課長 いわゆるLGBT理解増進法についてであります。さきに成立したこの法につきましては、現在、国が同法に基づき基本計画や運用指針を検討している段階にありまして、法令上の文言の解釈などにつきましては、その策定を踏まえるべきものと考えております。

道といたしましては、引き続き、性的マイノリティーの方々を性的指向や性自認を理由とした差別などを受けることのないよう、性の多様性への理解促進などに努めてまいります。

○高橋亨委員 憲法第14条第1項は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とされており。これは、全ての差別があつてはいけないという内容です。すなわち、差別禁止ということでもあります。

法における文言次第で、これは憲法に抵触する可能性を秘めているというふうに思いますので、どういう文書が出るかはこれから注視していきたいなというふうに思います。

さて、これは2021年の放送なのですけれども、NHKスペシャルで「ジェンダーサイエンス」という番組が放送されました。最新の科学を駆使して、男女の性差の謎について迫っていました。見た方もおいでだというふうに思いますけれども、その中で、生物的に考えると、みんながLGBTの素質を持っていると専門家が指摘しております。

ホルモン分泌や自己認識をつかさどる脳の部位は、海馬や小脳虫部、上前頭回、尾状核がつかさどり、この大きさは千差万別で、イスラエルの研究チームが1400人の脳をMRIで調べた結果、全ての人々の脳は、男性的特徴と女性的特徴とが様々な濃淡で組み合わせられており、90%が男女モザイク脳だったということでもあります。すなわち、誰もが性的マイノリティーの素質を持っているということになるわけです。

別の研究では、誰が好きかという性的指向も神経核が関わっていますが、そこも神経細胞の数の違いがあつて、それもグラデーションになっていると。生物的に考えると、みんながLGBTの素質を持っており、いずれは、男性ホルモン、女性ホルモンという言葉もなくなっていくとのごさいます。長い間、性別については男と女の二つと思ひ込んできたことに、この番組は的確に指摘いたしました。

この科学的な立証について、道はどのような認識をお持ちなのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○本天道民生活課長 性の多様性についてであります。性の在り方は多様であり、生まれたときに割り当てられた性別、体の性だけで区別できるものではなく、性自認、心の性や性的指向、性表現は、人それぞれであると認識しております。

道といたしましては、性の多様性を認め合い、偏見や差別のない、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向け、より多くの道民の方々に理解を深めていただけるよう取組を進めてまいります。

○高橋亨委員 もう理解は深まっているというふうに思います。皆さんの考えも私の考えも同じだというふうに思っています。

アンケート調査では、70%以上の方が多様性については理解をしているという状況です。これ以上、何を皆さんは望むのですか。もう既に全道の56%がカバーされています。さらに理解、さらに理解と、どこに基準を置くのですか。それは、75%ですか、100%ですか。あとはもう制度として実施するだけではないでしょうか。

生まれたときに割り当てられた性別、体の性だけで区別できるものではない、性自認、心の性

や性的指向、性表現は人それぞれ、自信と確信を持って性の多様性を認め合うべきと認識されている、それが道だというふうに思っています。

なぜ、パートナーシップ制度の導入をしないのか、お聞きします。

○佐藤くらし安全局長 パートナーシップ制度についてでございますが、この制度は、住民登録などの事務を行う市町村において、制度に対する地域住民の方々の理解や必要性など、その実情に応じて議論、検討が進められていくことが望ましいものと考えております。

道といたしましては、制度を導入した自治体の取組の周知や連携の促進など、市町村の実情に応じた議論や取組が進むよう支援してまいります。

以上でございます。

○高橋亨委員 何も、戸籍制度を何とかせいと言っているわけでもないですし、同性婚を認めろと言っているわけでもないのです。制度として導入してくださいということですから、何で市町村が関係あるのですか。

それから、これはもう既に16都府県で進めていますよ。そこは矛盾しているのですか、やっていることは。47都道府県のうち、もう16都府県がやっているのです。北海道は、もう真ん中に来ているのですよ。このままでいくと、北海道は一番最後になる。何をためらっているのですか。知事は、この問題については何の興味もないのですか。理解、理解とばかり言っていますけれども。

6月23日付の厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長発の通知文書が、都道府県、保健所設置市、特別区宛てに発令されました。その内容は、衛生等管理要領により、おおむね7歳以上の男女を混浴させないことなどを定めているわけであります。

自民党内の会議において、性自認について、心は女性だからと偽って女性トイレや女湯に入ってしまうことが想定されると、想像たくましく議論が行われていた時期と重なっております。

ちなみに、道の保健福祉部では、今回の厚労省通知は、公衆浴場や旅館業などの関係機関に文書通知をしましたが、改めて、これまでの運用と変わるものではないこともお伝えしますという文書も付け加えました。行政も首をかしげるような今回の厚労省通達でしたね。

混浴は、日本の文化であるというふうには私は思っています。国内各地の温泉には多くの混浴施設があり、堂々と営業しております。市内の公衆浴場に、男性が、自分は女性だなどとして入ることは、LGBTの問題ではなく、犯罪です。ためにする議論でしかありません。

ジェンダー問題を所管する環境生活部の見解をお聞きします。

○本田道民生活課長 厚生労働省通知についてであります。当部におきましては、共同浴室における男女の取扱いにつきましては、従前から変更がないものと承知しております。

道といたしましては、性的マイノリティーの方々の安心を含め、全ての国民が安心して生活することができるよう、引き続き、性の多様性の理解促進に取り組んでまいります。

○高橋亨委員 これは全くばかげた通達ですよ。そして、道も、そのことが分かっているから、今までと全く変わりはありませんということを改めて付け加えたのですよ。何のための厚

労省通知か、意味が全く分からない。

さて、同性婚について、全国の五つの地裁で争われてきました。

憲法第14条の法の下での平等、第24条の婚姻の自由、これに明確に違憲という判断を示したのが札幌地裁と名古屋地裁です。違憲状態であると判断したのが福岡地裁と東京地裁です。合憲であると判断しました大阪地裁でしたが、大阪地裁でも、同性カップルが関係性を公的に認められない不利益は問題であり、法的措置を取らなければ将来的に違憲となるという認識を示しました。

この五つの地方裁判所の判決について、行政として何を感じるのか、お聞きしたいと思えます。

○佐藤くらし安全局長 同性婚訴訟についてでございますが、これまでに全国5か所の地方裁判所で判決が示され、裁判所によってその判断が分かれている点もあり、いずれもいまだ係争中であると承知をしております。

道といたしましては、性的指向や性自認を理由とした差別を受けない社会を実現することが重要と認識している一方で、本件につきましては、婚姻制度の今後に関わるものでございまして、国における議論を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋亨委員 同性婚の話をしてしまいましたが、これはもうつながっているわけですし、生きづらさをどう解決するかということです。そして、同じ人権としてどうやって認めていくかということなのです。ですから、これは同根なのです。同じ根っこの問題なのです。

多分、今お話しされたように、これは控訴されますから、上部の裁判所で判断されると思えます。結果、これは高裁に行って、高裁で差戻しをかけられるかどうか、これはまだ分かりません。憲法判断をする最高裁に行ったとしても、多分、この問題について、最高裁は判断しないでしょう。最近の最高裁はそういう状況でございますからね。ですから、あまり期待はしていないところであります。

知事は、この間、多様性を尊重することの重要性、そして、あらゆる人を包み込む社会的包摂を基本とする行政を標榜していたと私は認識しております。相手の立場になって考える、これは、知事の著書にも重ねて書いてあります。そして、その下で具体的に行政を実践される皆さんも同じ価値観を共有されていなければいけないというふうに思います。

さて、行政が実践すべき多様性の尊重とは、そして、社会的包摂とは何なのか、その到達点である平等とは何なのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○佐藤くらし安全局長 道における人権施策についてでございますが、人権の尊重は、いつの時代も最大限尊重されなければならない人類共通の普遍理念であり、道におきましては、人権施策推進基本方針の下、普遍的な視点からの取組とともに、女性や子ども、障がいのある方々などをめぐる様々な人権に関する課題につきまして、道民一人一人が、互いの個性など、多様性を尊重しながら、助け合い、支え合って暮らしていくことができるよう、道民の皆様の人権意識を育むための人権教育や啓発を実施しているところでございます。

また、この方針は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条の、地方公共団体が実施すべき責務を示すものであり、性別や世代、国籍など、様々な分野において施策が推進されることで、誰一人取り残されることのない地域社会が実現されることから、道といたしましては、今後も引き続き、家庭、学校、企業などとの協力連携を深め、あらゆる場を通じて、基本方針に沿って各般の施策を進めてまいります。

以上でございます。

○高橋亨委員 とても立派なお答えをいただきました。

憲法の大きな柱となっている基本的人権とは何なのでしょうか。

行政は、この基本的人権を行政の全てにおいて擁護し、守っていかなければならないものと私は認識しておりますけれども、道の見解をお聞きます。

○大越農子委員長 環境生活部長加納孝之君。

○加納環境生活部長 人権施策についてであります。基本的人権の尊重は、憲法の最も重要な理念の一つであり、個人の尊重と法の下での平等原則は、いつの時代におきましても最大限尊重されなければならない人類共通の普遍的理念であると認識しております。

道では、令和3年7月に改定いたしました人権施策推進基本方針におきまして、道政における人権施策の基本的な考え方をお示しし、道の諸計画やプランに反映させておきまして、引き続き、市町村や民間団体、企業等との協力連携を深めながら、家庭、学校、地域社会、職場など、あらゆる場を通じて人権教育や啓発を積極的に推進し、人権が尊重される地域社会の実現に向けて取り組んでまいります。

○高橋亨委員 全くそのとおりだというふうに思います。私たちと道は、認識を同じくしているのですよ。残念ながら、その道のトップがいまだに行政上の手続に差別を持ち込んだままにしているのです。実践すべき制度導入を判断できないでいるのです。なぜでしょう。

既に、先ほども申し上げましたけれども、16都府県、18政令市を含む325自治体で制度の導入や条例化を行っています。対象人口は8898万人、人口カバー率は70%です。

今でも、パートナーが手術をするのに対しまして、その承諾をしてあげることができない、長年連れ添ったパートナーが亡くなったときに、その遺産を相続することを拒否されてしまっている、そういうことが続けられてきているのですよ。これからも知事はそういうことを続けようとしているのですか。

改めて、知事のお考えをお聞きしなければいけないなというふうに思っておりますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○大越農子委員長 高橋(亨)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

千葉真裕君。

○千葉真裕委員 私からは、三つのテーマについて質問いたします。

まず、アイヌ施策についてであります。

【第1分科会 7月10日 第3号】

アイヌの方々は、長い歴史の中で、独自の言語や口承文芸、アイヌ文様など、様々な文化を発展させてきました。

こうした中、アイヌの歴史、文化を学び伝えるとともに、先住民族であるアイヌの方々の誇りを尊重し、差別のない共生社会の実現に向け、令和元年5月には、アイヌの方々が先住民族であるとの認識を示した、いわゆるアイヌ施策推進法が施行され、令和2年7月には、民族共生象徴空間・ウポポイが、アイヌの方々はもとより、私たち道民の期待の下、白老町に誕生したところでもあります。

以下、アイヌ施策に関して伺います。

まず、ウポポイについてでございますが、開業当初から新型コロナの感染防止対策を行いながらの運営であったことは承知しております。

改めて、コロナ禍の中でのウポポイへの誘客の取組について、来場者の推移を含め、伺います。

○大越農子委員長 象徴空間担当課長高石浩子君。

○高石象徴空間担当課長 ウポポイにおける来場者の推移についてでございますが、2度の緊急事態宣言による臨時休業等により、令和2年度は22万2794人、3年度は19万618人とどまりましたが、感染防止対策が緩和された昨年度は36万9038人に増加し、今年度は6月末現在で9万1981人となっております。

ウポポイでは、開業当初から昨年度まで、事前予約などにより入場者の密を回避するとともに、入場時のサーモグラフィによる検温や手指消毒の義務づけ、施設内における換気の徹底に加え、体験型プログラムにつきましては、接触や飛沫に配慮するなど、「北海道スタイル」やガイドラインを踏まえ、感染防止対策に取り組んできたところでございます。

また、道では、こうした制約の中、ウポポイをはじめ、道内アイヌ関連施設の建物や展示などの映像をグーグルマップで紹介するほか、アイヌ文化のポータルサイト「アイヌミュージアムトリップ」の開設や、アイヌ文化をめぐるモデルコースをインフルエンサーが各種SNSで発信するなどし、来訪意欲の醸成に努めてきたところでございます。

○千葉真裕委員 国は、昨年9月、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る方針を打ち出し、10月には、水際対策を大幅に緩和し、道でも、旅行需要喚起に向け、「HOKKAIDO LOVE! 割」が開始をされたところでもあります。

本年5月には、新型コロナの感染症法上の分類が変更され、今後ますますインバウンドを含め来道者の増加が期待されるところであります。

ウポポイは、本年7月で開業3周年を迎えるわけですが、開業1年目、2年目とは異なり、初めて感染症対策による制限を伴わない開業記念となることもあり、ウポポイの認知度を高め、多くの方々に興味や関心を持ってもらう絶好の機会と考えます。

3周年に当たり、どのような取組を行うのか、伺います。

○高石象徴空間担当課長 3周年に向けた取組についてでございますが、今月、開業3周年を迎

えるウポポイでは、8日に現地で記念セレモニーが開催され、岡田特命担当大臣や知事などが出席したほか、15日からの3連休を「3周年・ウポポイ祭」とし、全道各地のアイヌ古式舞踊を鑑賞し、体験できるプログラムの実施や、アイヌ料理の試食会とトークショーの開催、施設内のショップやレストランでのスタンプラリーなど、来場される皆様楽しんでいただけるよう、多彩なメニューが企画されているところでございます。

また、道では、3周年に合わせ、道庁ロビーでの札幌大学との協働によるミニイベントの開催、JR札幌駅や札幌大通におけるウポポイキャラクター「トゥレップン」と北海道観光キャラクター「キュンちゃん」によるPRを実施するほか、白老町では、「3周年記念ポロトミンタッフフェスティバル」を開催し、アイヌ古式舞踊や野外音楽ステージなどを、また、苫小牧市、登別市におきましても、3周年に関連する取組を予定しているところでございます。

こうした取組により、国や道、関係機関が一体となりまして、ウポポイ3周年を盛り上げ、認知度向上や誘客につなげてまいります。

○千葉真裕委員 コロナ禍の下での種々の制限が緩和をされる中、アイヌの方々及びアイヌ文化への理解促進のため、道としても、ウポポイをはじめとする道内のアイヌ関連施設への誘客の一層の促進を図るべきと考えます。

道は、本定例会にウポポイ関連予算を計上しておりますけれども、ウポポイをはじめとする道内のアイヌ関連施設やアイヌ文化の魅力発信に向けて、これまでどのように取り組み、今後どのように取り組んでいくのか、併せて伺います。

○高石象徴空間担当課長 道の取組についてでございますが、道では、これまで、テレビCMやウェブを活用し、ウポポイや道内各地のアイヌ関連施設の魅力発信するとともに、人気漫画「ゴールデンカムイ」と連携したスタンプラリーなどにより、漫画やアニメに関心の高いファン層へのアプローチや、暮らしに欠かせない食や道具といった新たな視点でプロモーション活動を行ってきたところでございます。

今年度は、コロナ禍からの人流回復を期待して、より多くの方々に、ウポポイをはじめ関連施設等へ訪れていただけるよう、道内外でのイベントの開催やインバウンド向けのプロモーション、PR映像の海外での配信、工芸品の期間限定アンテナショップの開設と展示会の実施など、幅広いターゲットに対し直接的な働きかけを行い、アイヌ文化への認識を深めていただきますとともに、国や市町村、関係機関などと緊密に連携しながら、ウポポイをはじめ、各地のアイヌ関連施設への誘客促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○千葉真裕委員 次に、北海道アイヌ生活実態調査についてであります。

道では、アイヌの方々の生活実態等について定期的に調査を実施しており、今年度は、調査の実施のために911万8000円を予算計上しています。

まず、このアイヌ生活実態調査について、その目的と主な調査内容、また、直近となる平成29年の調査結果の概要について伺います。

○大越農子委員長 アイヌ政策課長鈴木昭弘君。

○鈴木アイヌ政策課長 アイヌの方々の生活実態調査についてでございますが、道では、アイヌ政策の在り方を検討するため、本道に居住するアイヌの方々の生活実態につきまして、市町村、関係団体や個人の方々に御協力をいただきながら、昭和47年から、これまで8回にわたり北海道アイヌ生活実態調査を実施しているところでございます。

この調査においては、アイヌの方々の教育、就業などの状況や、道が行う生活向上施策に対する意識のほか、差別の状況などを調査項目としておりまして、前回の平成29年の調査では、生活保護率や進学率などにおいて、それ以前の調査と比較して、改善の傾向にはあるものの、アイヌ以外の方々との比較におきましては、依然として格差が見られるといった結果であったところでございます。

○千葉真裕委員 近年、アイヌの方々を取り巻く環境が変化しており、今年度の調査では、そのような変化を適切に踏まえ、アイヌの方々の生活や意識をよりの確に捉えるよう調査を行う必要があるものと考えます。

道では、今年度の調査を実施するに当たり、どのような検討を行っているのか、今後のスケジュールを含め、伺います。

○鈴木アイヌ政策課長 今後の調査に向けた課題等についてでございますが、道では、現在、アイヌ生活実態調査におきまして、アイヌ施策推進法の施行やウポポイの開業など、近年のアイヌの方々を取り巻く社会状況の変化や生活の実態などを調査内容に適切に反映させていく必要があるため、専門的な見地から御意見をいただくことを目的とする有識者検討会議を設置し、検討を進めているところでございます。

今後、この検討会議からの御意見を踏まえまして、調査内容を確定し、関係市町村や団体へ説明を行った上で、今秋をめどに調査を開始するなど、取りまとめを進めてまいりたいと考えてございます。

○千葉真裕委員 アイヌの方々への理解促進を図るとともに、長い年月をかけて受け継がれてきたアイヌ文化に親しんでいただくためには、国内外の多くの方々に、ウポポイをはじめ道内のアイヌ関連施設に足を運んでいただき、実際に目で見て耳で聞くなどして、五感で体感し、身近に感じていただくとともに、民族共生の視点からは、多様な民族が交流し、相互に理解を深めることも重要だと思います。

コロナ禍で抑制ぎみであった海外の先住民族との交流について、今後どのように取り組むのか、アイヌ政策の推進に向けたアイヌ政策監の所感と併せ、伺います。

○大越農子委員長 環境生活部アイヌ政策監相田俊一君。

○相田環境生活部アイヌ政策監 アイヌ政策について、今後の取組についてでございますが、アイヌ文化の復興、発展のナショナルセンターでございますウポポイは、先住民族の尊厳を尊重し、多様で豊かな文化を持つ社会を築いていくための象徴でございます。アイヌの方々に対する正しい理解を促進するためには、アイヌの歴史、文化に興味、関心を持つ方々への取組はもとより、より多くの方々にウポポイや関連施設に訪れていただき、アイヌ文化に直接触れ、体感し

ていただくことが非常に重要と認識してございます。

アイヌの方々が海外の先住民族と交流をし、多彩な文化に触れ、相互に認め合うことは、共生社会の実現において大切なこととございまして、道では、本年1月、米国・ハワイ州において、国際交流の一環として、アイヌの皆様による舞踊の披露など、文化発信を行いますとともに、ハワイ語で授業を行う州立クラ・カイアプニ・オ・アヌエヌエ校を訪問いたしまして、アイヌ先住民族をルーツとする生徒と文化交流や意見交換などをし、絆を深めたところでございます。

道といたしましては、今後も、国際的なイベントなど、様々な場面を捉えて交流を図る機会を創出いたしますとともに、アイヌ文化の魅力を広く世界に発信し、海外の皆様の興味、関心を高めて、来道を促進し、ウポポイや各地のアイヌ文化に直接触れ、理解を深めることで、全ての皆様が相互に人格や個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指してまいります。

以上でございます。

○千葉真裕委員 次に、我が会派の武市議員の一般質問でも取り上げたところでありますが、動物愛護管理センターについてであります。

動物愛護管理センターについては、昨年度の実証事業を踏まえ、ペットの引取り頭数の多い道央及び道東地区にセンターが開設をされたと承知しております。また、今年度は、道北、道南地区での実証事業を踏まえ、早期の開設を目指すところと聞いています。

全道域をカバーするセンターの着実な運営に向け、関係団体との連携や、センターの役割、課題など、道が目指す運用像について、これまで議会で議論してきたところでありますけれども、以下、今年度における運営状況や今後の方向性について伺ってまいります。

まず、今年度から開設された動物愛護管理センターについて、その運営状況や犬、猫の引取り状況について伺います。

○大越農子委員長 動物愛護管理センター所長小笠原重喜君。

○小笠原動物愛護管理センター所長 今年度の運営状況についてでございますが、本年4月、環境生活部内に動物愛護管理センターを開設し、道内における動物愛護管理に係る総合調整業務を担うとともに、本道の広域性や道民の利便性を考慮いたしまして、全道の保健所での犬、猫の引取り業務を維持しつつ、令和6年度までに、道央、道東、道北、道南の4か所に、順次、センターを配置することとしております。

今年度は、道央地区センターを酪農学園大学に、道東地区センターを十勝管内の動物愛護団体に、犬、猫の飼育や譲渡などの業務を委託して運営しており、保健所において一定期間収容となった犬5頭、猫19頭、合計24頭を引き取るとともに、譲渡に向けた健康管理やしつけなどを行い、これまでに10頭が譲渡に至っております。

また、道北、道南の2地区につきましては、来年度のできるだけ早期にセンターを設置できるよう、今年度、実証事業を進めているところでございます。

○千葉真裕委員 動物愛護管理センターでは、既に業務が開始されているとのことですが、動物愛護管理業務をより効果的にするためには、関係団体との連携体制を構築し、協働しながらセン

ターを運営していく必要があるものと考えます。

関係団体との連携についてどのように取り組んでいるのか、伺います。

○小笠原動物愛護管理センター所長 関係団体との連携についてでございますが、動物愛護管理センターの業務を円滑に運用するためには、地域の課題等を踏まえ、獣医系大学や動物愛護団体など関係団体と連携した取組が重要と認識しております。

このため、今年度、センターの運用を開始いたしました道央、道東地区では、昨年度実施した実証事業を通じまして、ペットが多い道央地区におきましては、新興感染症発生時における犬、猫の感染症検査など、専門的知識や迅速な対応が必要になることや、担当する地域が広く、犬、猫の搬送が長距離となる道東地区では、健康管理に配慮した搬送方法の対応が重要であることが確認されましたことから、高度な獣医療が期待できる獣医系大学や、引取り、譲渡の経験が豊富な愛護団体と連携を図っているところでございます。

○千葉真裕委員 現在、酪農学園大学に委託している道央地区のセンター業務ですが、このたびの補正予算では、道自らによる基幹センターの整備費が計上されております。

基幹センター整備に関しての基本的な考え方、及び、その果たすべき役割をどのように考えているのか、伺います。

○大越農子委員長 自然環境局長竹本広幸君。

○竹本自然環境局長 センター整備の考え方などについてでございますが、道では、動物愛護管理業務の在り方検討などを踏まえまして、犬、猫の収容能力の向上、動物との触れ合い機能の発揮、さらに、災害時における緊急的な受入れなど、対応力の充実を図ることといたしまして、本道の広域性や道民の利便性を考慮し、道内4か所にセンターを配置することとしたところです。

このうち、基幹センターとなります道央センターは、大規模災害や新興感染症の発生時におきまして、ペットの受入れなどを行う拠点としての役割や動物愛護の普及啓発を推進する役割、さらには、関係団体等との連携調整を行う役割を担い、道内全体におけるセンター運営の総合調整を行う拠点施設とする考えでございます。

以上です。

○千葉真裕委員 基幹センターは、文字どおり、道内における動物愛護管理の拠点となる施設になるものと考えますけれども、施設の設置を待ち望んでいた道民、関係団体の方々にとっては、どのような施設になるのか、関心の高いところでございます。

道は、どのような施設を整備する考えなのか、伺います。

○小笠原動物愛護管理センター所長 基幹センターの概要についてでございますが、基幹センターは、災害対応可能な機動的な施設とするため、ハウスユニット複数棟を連結した構造とし、内部には、事務室と犬、猫の飼育スペースを設けますとともに、動物福祉や環境に配慮し、高気密、高断熱な仕様と太陽光パネルや蓄電システムを備えた施設とする考えでございます。

また、こうした構造によりまして、平時は通常の業務を行うセンターとして機能させまして、大規模災害発生時などにおきましては、ユニットの一部を切り離して被災地へ移動させ、災害時

の拠点として業務を行うことが可能な施設とする考えでございます。

○千葉真裕委員 基幹センターが整備をされることにより、行き場を失ったペットを保護し、新しい飼い主への譲渡が一層進むことが期待をされます。

道は、基幹センターの整備を契機に、動物愛護施策の推進に向け、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○大越農子委員長 環境生活部長加納孝之君。

○加納環境生活部長 動物愛護に関します今後の取組についてであります。動物愛護施策の推進は、動物の虐待や多頭飼育崩壊などの課題に対応いたしますとともに、人と動物とのよりよい関係づくりや動物との関わり合いを通じて、命を尊重する精神を育む上で重要と認識しております。

今年度の基幹センターの整備によりまして、これまで保健所に限られておりました犬、猫の収容機能の向上が図られますほか、災害発生時には、施設の一部を被災地に移動させ、飼い主とはぐれた犬、猫の保護、飼育などの拠点となる全国初の施設として重要な役割を果たすものであります。

道といたしましては、基幹センターの整備を契機といたしまして、動物を取り巻く様々な課題の解決はもとより、本道における動物愛護施策を推進する司令塔といたしまして、その機能の着実な運用を図り、道民の皆様が動物の命を尊重し、人と動物が共生する社会の実現に向けて取り組んでまいります。

○千葉真裕委員 次に、自転車利用者の安全確保についてであります。

自転車は、運転に免許を必要とせず、子どもから高齢者まで幅広く利用されており、自転車の活用の推進は、環境に対する負荷の軽減、道民の健康増進や観光の振興等に資するものでありますけれども、安全な利用を進める必要もあります。

初夏を迎え、道内でも自転車の利用者が増えると予想されますので、自転車利用者の安全確保について、以下、伺ってまいります。

道では、平成30年に北海道自転車条例を制定し、自転車の活用及び安全な利用を推進していると承知しております。

条例の制定以降、自転車の安全な利用の推進についてどのような取組を行っているのか、また、自転車事故の発生状況やヘルメットの着用状況はどのように推移しているのか、併せて伺います。

○大越農子委員長 交通安全担当課長箱崎和好君。

○箱崎交通安全担当課長 自転車事故の防止の取組等についてであります。道では、これまで、毎年策定する「交通安全運動の推進方針」において、自転車の安全利用を重点事項としてお示しし、毎年4月から10月まで実施する「サイクルセーフティキャンペーン」や、毎月第1・第3金曜日の「自転車安全日」などにおいて街頭啓発などを展開してきたほか、関係団体や自転車販売事業者などと連携しながら、各種イベントを通じてヘルメット着用を呼びかけるなどし、条

【第1分科会 7月10日 第3号】

例や方針が目指す自転車の安全利用に資する取組を進めてきたところであります。

また、道内における自転車関連事故の件数は、条例の制定前の平成29年は1457件でありましたが、令和4年は1282件であり、175件減少しました。

なお、自転車乗車中に死傷した方のうち、ヘルメットを着用していた割合は、平成29年は4.1%でありましたが、令和4年は7.8%となっております。

以上です。

○千葉真裕委員 道の条例では、自転車利用者はヘルメットの着用に努めることとされています。さらに、本年4月から改正道路交通法が施行されまして、自転車に乗車する際のヘルメットの着用が全国一律で努力義務とされたところであります。

しかし、これまで着用する習慣がなかった方や必要性を感じていなかった方に対しては、これまでのように単に努力義務であることを周知するだけでは十分ではないと考えます。

ヘルメットの着用が自転車の安全な利用にとって有効であるということを示し、一人一人の理解を深めていくことが着用率の向上につながると考えますけれども、着用の効果についてどのように認識をされているのか、伺います。

○箱崎交通安全担当課長 ヘルメット着用の効果についてであります。平成30年から令和4年までの5年間で道内の自転車乗車中の事故で死亡した方の約52%は、頭部に致命傷を負っております。

また、警察庁によれば、事故に遭った方のうち、ヘルメットを着用していなかった場合の致死率は、ヘルメットを着用していた場合と比べ、約2.6倍高くなっております。

頭部の損傷が重大な事故につながりやすく、ヘルメットの着用は、自転車乗車中の安全性の向上に大きな効果があると認識しております。

○千葉真裕委員 ヘルメットの着用については、特に、通学に自転車を利用することが多い中高生など、若い世代の着用率を高め、自転車の安全な利用を促進することが重要と考えますが、若い世代に対してどのような取組を行っているのか、伺います。

○箱崎交通安全担当課長 若い世代に対する取組についてであります。道では、これまで、小・中・高生に対して、全ての新1年生にそれぞれの成長段階に応じた啓発用パンフレットを配付するとともに、特に高校生などのヘルメット着用を促進するため、札幌市内の道立高校演劇部に御協力をいただき、ヘルメット着用の努力義務化や着用の重要性をお伝えする動画を作成し、道及び道警察から配信するとともに、ホームページやSNSを活用し、幅広い周知に努めております。

また、自転車関連団体、自転車販売事業者と連携して、商業施設において啓発資材をお配りするなどし、児童生徒はもとより、保護者に対しても、ヘルメット着用を広く呼びかけているところであります。

以上です。

○千葉真裕委員 今回の道路交通法の改正では、ヘルメットの着用は努力義務とされましたが、

短期間での着用率の向上は決して容易なものではなく、様々な工夫をして取り組む必要があると考えます。

今後、道としては、自転車利用者の安全の確保に向けて、どのように取り組んでいかれるのか、伺います。

○加納環境生活部長 今後の取組についてでございますが、自転車による事故を未然に防止するとともに、自転車を利用する方々に1人でも多くヘルメットを着用していただくためには、交通ルールの遵守につながる啓発活動はもとより、ヘルメットの着用が命を守る手だてとなることをしっかりとお伝えしていくことが重要と考えております。

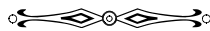
そのため、道といたしましては、自転車の車両としての危険性を認識していただく動画の配信や街頭啓発を継続して実施いたしますとともに、ヘルメットの着用による安全性の効果につきまして、客観的にお伝えするデータを啓発資材などによりお示ししながら、引き続き、道警察をはじめとする関係機関・団体、民間事業者と緊密に連携し、交通事故のない安全で安心な北海道の実現に向けて取り組んでまいります。

○千葉真裕委員 終わります。

○大越農子委員長 千葉(真)委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時44分休憩



午後3時1分開議

○宮崎アカネ副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

環境生活部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

水口典一君。

○水口典一委員 それでは、通告に従いまして質問してまいります。

ヒグマ対策について伺います。

私の地元・滝川市周辺でも、砂川市、上砂川町で、連日、出没情報が寄せられております。また、滝川市は、昨日、出没情報がありましたが、最近、特にヒグマの出没が見られております。

滝川市周辺は、石狩川を中心に、隣接して市街地があるわけですが、昨年度、どうやら、川を伝って移動してきて、そして現れているらしく、道におかれましては、砂川市、新十津川町、滝川市にヒグマ注意報を発出する事態となったところであります。

このようなことや昨今の報道を見ておりますと、道内各地で人里やその周辺でヒグマの出没が相次いでおり、特に、ヒグマの場合は、ほかの動物と異なり、一たび遭遇することがあれば命の危険もあることから、住民の不安は、他の動物の出没とは大きく異なっております。

今後、ヒグマとどのように向き合っていくのか、真剣に考えなければならない時期が来ていると思ひ、数点にわたって質問をしてまいります。

まず初めに、昨今の人里周辺に出没するようになった要因について、どのように考えているの

か、伺います。

○宮崎アカネ副委員長 ヒグマ対策室長井戸井毅君。

○井戸井ヒグマ対策室長 人里周辺に出没する要因についてであります。全道のヒグマの生息数は増加傾向にあると考えており、専門家からは、ヒグマの生息域が人里まで拡大していることや、平成元年度まで実施されてきた春グマ駆除中止以降、捕獲圧を緩めたことで、人への警戒心が薄れているなど、ヒグマの生態や行動が変化していることが指摘されているところでございます。

以上です。

○水口典一委員 増加傾向にあるとの御答弁でございます。

次に、ヒグマが人里に出没しないように対策を講じていくことが重要であることはもちろんですが、この状況においては、まずは、ヒグマと遭遇したときにどのように対応すべきかといった基本的なことを道民に啓発していくことが大切だと考えますが、見解をお伺いいたします。

○井戸井ヒグマ対策室長 ヒグマ遭遇時の対応についてであります。偶発的に発生する事故を防ぐためには、一人一人がヒグマへの正しい知識を持つことが大切と考えており、道では、これまで、ヒグマに遭遇したときには、走って逃げたりせずに、落ち着いて、目を離さず、その場を離れることや、子グマを見つけた場合は、子グマを守るために母グマが攻撃してくる場合があることから、絶対に近づかず、速やかに立ち去ることなどの対応を示したリーフレットの作成や、パネル展、ホームページなどで周知啓発を行ってきたところでございます。

今後も、様々な機会を活用し、ヒグマに出会わないための行動や遭遇した場合の対応など、ヒグマとの事故をなくすための基本的な行動について、分かりやすく啓発を行ってまいります。

以上です。

○水口典一委員 次に、滝川市の場合、冒頭にもお話をしたように、近隣市町と市街地の距離がとて近く、例えば、出沒箇所が新十津川町であったとしても、いつ滝川市に侵入してきてもおかしくないし、その逆もしかりであります。

隣接市町村や関係機関との情報共有や連携が重要と考えますが、道は、どのように考え、どのように対応していくお考えなのか、お伺いいたします。

○井戸井ヒグマ対策室長 自治体間の情報共有についてであります。ヒグマは、森林や河畔林などを利用して移動し、市町村境界をまたいで出沒することも十分に想定されますことから、隣接する市町村も含めた関係機関が、出沒状況に応じて情報を共有し、連携して対応することが重要と考えております。

このため、道では、昨年度から、市町村や警察に参加を呼びかけ、市街地への出沒を想定した机上訓練を行い、関係機関における情報共有の在り方などについても確認しているほか、振興局ごとに人里への出沒時の情報発信などの対応を示す地域版実施計画の策定を進め、関係者の連絡体制の構築に取り組んでいるところであり、今後とも自治体間の情報共有や連携強化に努めてまいります。

以上です。

○水口典一委員 クマの出没の要因、それから、クマに遭遇したときの対応、そして情報共有などについて伺ってまいりましたが、熊の生態や出没の要因を踏まえ、道では、人里への出没抑制や人身被害防止に向け、今後どのように取り組もうとしているのか、お伺いいたします。

○宮崎アカネ副委員長 自然環境局長竹本広幸君。

○竹本自然環境局長 被害防止に向けた今後の対応についてでございますが、人身被害の多くは、野山において偶発的な要因で発生しておりまして、こうした被害を防ぐためには、ヒグマに出会わないことが何より大切でありますことから、道としては、今後とも、様々な機会を通じて、ヒグマの生態を理解し、被害を防ぐための適切な行動について啓発に努めますとともに、SNSを活用した出没情報の発信やヒグマ注意報の発出などにより、広く注意を促してまいります。

また、人里への出没を抑制するため、令和5年春からは、人里周辺において捕獲を強化することで人への警戒心を植え付けることなどを目的とした春期管理捕獲を開始したところであり、今後は、より効率的な捕獲に向けまして課題の整理を行うなど、引き続き、様々な観点から今後のヒグマ対策について検討を進め、人とのあつれきを低減させるよう取り組んでまいります。

以上です。

○水口典一委員 それでは、次に参ります。

交通事故の防止についてであります。

6月18日、八雲町の国道で大型トラックと都市間高速バスが正面衝突し、5名の方が亡くなられ、バスの乗客12名が重軽傷を負うという悲惨な交通事故が発生いたしました。

この件については、我が会派の代表質問でも取り上げ、知事から、注意喚起や啓発活動、街頭啓発を実施するなど、交通安全意識の一層の向上を図り、交通事故のない安全で安心な北海道の実現に向け取り組むとの答弁がありました。

現地においては、7月6日には、事故区間においてランブルストリップスの設置工事を行っており、また、道警察函館方面本部などが緊急対策会議を開き、事故の再発防止に向け、意見が交わされたとの報道がされております。

しかし、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、初めて夏季の行楽シーズンを迎え、これから交通量の増加が見込まれ、交通環境に変化が生じることが予想されることから、交通事故を防ぎ、道民が安心して暮らせる、また、観光客が安心して来道できる環境を構築するためにも、交通安全対策が重要だという視点から伺ってまいります。

まず初めに、今回の八雲町の国道で発生した交通事故については、報道でも連日取り上げられるなど、社会的反響も大きいと考えます。

このような社会的な反響が大きい事故は、近年では記憶にありませんが、道内において一度に5人が亡くなった事故は直近でいつ発生したのか、お伺いいたします。

○宮崎アカネ副委員長 交通安全担当課長箱崎和好君。

○箱崎交通安全担当課長 大規模な交通死亡事故の発生状況についてであります。道内において5人以上の方が亡くなられた交通死亡事故は、平成5年8月に帯広市内で起きたものが直近となっております。

以上です。

○水口典一委員 これまで、道警による取締りや道をはじめとする関係機関・団体が啓発活動を地道に続けてきたこともあり、今回のような重大事故の発生は、30年間、長年なかったとすれば、今回の事故は重く受け止める必要があるのではないかと考えます。

今回の事故に対して、道はどのような認識をお持ちか、お伺いいたします。

○宮崎アカネ副委員長 ぐらし安全局長佐藤圭子君。

○佐藤ぐらし安全局長 今回の事故に対する認識についてでございますが、これまで、関係機関・団体はもとより、道民の皆様が事故防止に向け様々な取組を進めていく中で、交通死亡事故は減少傾向にあったところでございますが、このたび八雲町において発生した事故では、一度に5名もの方々の貴い命が失われ、非常に深刻な事故が発生したと受け止めており、このような重大事故を再び発生させることがないよう、改めて、関係者が緊密に連携し、安全対策を図っていくことが重要と認識しております。

以上でございます。

○水口典一委員 今回の事故を受けまして、知事は、事故翌日に全道交通死亡事故多発警報を発表し、道民に広く周知を図るなどの対応をしたと承知しておりますが、この警報の目的と発表の基準について伺います。

○箱崎交通安全担当課長 全道交通死亡事故多発警報についてであります。この警報は、交通死亡事故が一定期間に多発した場合に、その状況を発表し、注意喚起を行うとともに、関係機関・団体が一斉に緊急かつ効果的な広報啓発などを全道域で実施することで、その後の交通死亡事故の発生を抑止することを目的として、平成16年から実施しております。

具体的には、道内で3日間に交通死亡事故が5件以上発生したとき、または、2件以上で6名以上の死者が発生したときが警報発表の基準であります。社会的反響が大きい重大な死亡事故が発生した場合など、特に必要と認められる場合には発表できることとしております。

今回の警報発表は、6月18日に、室蘭市と八雲町において合わせて2件の交通死亡事故が発生し、死者が6名となったことによるものです。

以上であります。

○水口典一委員 発表の基準につきましては承知をいたしました。

それでは、この警報を発表し、これ以上事故が多発しないよう様々な取組を行ったと思えますが、今回の警報期間において、具体的にどのような取組を実施したのか、お伺いいたします。

○箱崎交通安全担当課長 警報期間中の取組についてであります。道では、事故発生時の翌日、直ちに、道、道警察など、関係機関・団体に構成する交通安全対策七者連絡会議を開催して事故の概要を共有し、同日から、関係機関の広報媒体や傘下の団体を通じ、スピードダウンやシ

ートベルトの着用、体調管理や小まめな休憩の確保などを呼びかけ、街頭啓発を実施するとともに、その時期に行われた様々な各種会合等に出席されている方々に対し、安全運転と交通事故防止への協力をお願いするなどしたところであります。

さらに、道路管理者には、国道、道道等の道路情報板による運転者への注意喚起を依頼したほか、知事から、記者会見の場で、直接、道民の皆様に対し交通安全の呼びかけを行ったところであります。

以上です。

○水口典一委員 今回、このような重大な交通事故が発生をいたしました。一度このような事故が起きますと、人命被害はもとより、社会的・経済的損失は計り知れず、道民はもとより、観光客など来道者にも不安を感じさせることになりかねません。

このため、事故の大小にかかわらず、交通事故の根絶に向けて、関係機関が連携し、対策を講じていくことが急務と考えます。

道として、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○宮崎アカネ副委員長 環境生活部長加納孝之君。

○加納環境生活部長 今後の取組についてであります。道では、新型コロナウイルス感染症の5類移行から初めての夏を迎え、交通量や人の動きの増加が予想されます中、大小にかかわらず、これ以上の交通事故発生を防ぐため、警報期間終了後も継続して安全運転を呼びかける広報や啓発を実施し、注意喚起を行っているところであります。

道といたしましては、交通事故の危険性が高い区間の解消に向け、安全対策を進めますとともに、車を運転する方が事故を起こさないよう、安全意識を持っていただくため、スピードダウン、シートベルト着用や体調管理の徹底などにつきまして、SNSや道路情報板など各種媒体を活用した広報や啓発を行い、今後も、交通事故のない安全で安心な北海道の実現に向けまして取り組んでまいります。

○水口典一委員 以上で終わります。ありがとうございました。

○宮崎アカネ副委員長 水口委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

森成之君。

○森成之委員 それでは、通告に従いまして、環境生活部所管事項について伺います。

北海道水道広域連携推進プランについてであります。

水道は、道民の暮らしに欠かすことのできない重要なライフラインであるばかりでなく、北海道の産業活動の基盤としてもなくてはならないものであります。

本道は、面積が広く、人口密度が低いことなどから、水道普及率は全国平均より低い水準にありましたが、水道水質の安全確保や水道未普及地域の解消などによりまして、近年、全国平均と同水準に達し、ほとんどの住民の方々が水道水の供給を受けることが可能となったところであります。

一方で、近年、急速に人口減少が進み、水需要の低下に伴い、料金収入が減少いたしております。

【第1分科会 7月10日 第3号】

す。また、昭和30年代から40年代にかけて整備された水道施設や管路の老朽化の進行に伴い、更新需要が増大をしているところであります。

さらに、水道事業を担う若手職員の不足や高齢化した職員の退職後の技術継承の問題など、水道事業を取り巻く環境は、解決すべき課題が山積をいたしております。

こうした課題に対処し、将来にわたって安全で安心できる水を安定的に供給していくためには、水道事業者における適切な資産管理や、民間事業者の技術力や経営に関する知識を活用できる官民連携のほか、水道事業者間の広域連携の推進などにより、水道事業の経営基盤の強化を図る必要があるものと考えます。

そうした中、道では、市町村の区域を越えた広域的な水道事業者間の連携を推進するため、道内の水道事業に係る広域連携の推進方針を定める北海道水道広域連携推進プランを本年3月に策定したものと承知いたしております。

そこで、以下、伺ってまいります。

まず、本年3月に策定されました北海道水道広域連携推進プランの策定に至るまでの経緯について伺います。

○宮崎アカネ副委員長 環境保全局長竹澤祐幸君。

○竹澤環境保全局長 プラン策定の経緯についてであります。国では、人口減少に伴います水需要の減少や水道施設の老朽化などの直面する課題に対応し、水道の基盤強化を図るため、平成30年に水道法を改正し、水道事業者の広域的な連携に関して、推進役としての都道府県の責務が新たに規定されまして、翌年、国から都道府県に対しまして水道広域化を推進するためのプランを策定するよう要請があったところでございます。

道では、こうした状況を踏まえ、令和元年度からプラン策定に向けた検討を進め、水道事業に関する現状分析と将来推計のほか、ソフト面、ハード面、経営面において、広域連携を行った場合の効果などについてシミュレーションを行うとともに、外部有識者から御意見をお聞きする検討会や道内各水道事業者と意見交換を行う会議の開催などを経まして、本年3月に北海道水道広域連携推進プランを策定したところでございます。

以上でございます。

○森成之委員 プランの検討に当たっては、外部有識者から意見を聴取する検討会や水道事業者と意見交換を行う会議の開催を経て策定したとのことですが、それぞれの内容についてお伺いいたします。

○宮崎アカネ副委員長 水道担当課長岡田朋子君。

○岡田水道担当課長 有識者検討会などについてであります。道では、学識経験者や関係団体、水道事業者などを構成員とした、水道広域化推進プラン策定に関する検討会を令和元年8月に設置し、令和5年1月までの間に検討会を9回開催し、専門的な立場から現状分析やシミュレーションの具体的な実施方法などへの技術的な助言のほか、水道事業者にとって新たな行動のきっかけとなるよう検討をなどといったプランに関する御意見をいただいたところでございます。

また、道内の11圏域ごとに水道事業者等で構成する地区別検討会議を令和元年10月に設置し、本年1月までの間、各圏域において、複数回、検討会議を開催し、シミュレーションの結果やプランの素案などに対して、水道事業者における施設整備方針との整合性や水需要の見込みなど、地域の実態や意見をお聞きしながらプランを取りまとめたところでございます。

以上です。

○森成之委員 プランの策定に当たっては、学識経験者や水道事業者からの意見を聞きながら取りまとめたとのことですが、策定されたプランはどのような内容になっているのか、伺います。

○岡田水道担当課長 プランの内容についてであります。冒頭で、策定に至った背景などを示した上で、初めに、給水人口や従事する職員の状況、管路の経年化といった施設の状況、給水収益等の経営状況など、水道事業を取り巻く環境について現状を分析するとともに、令和50年度までの将来推計を行い、その結果を踏まえ、課題を取りまとめております。

次に、広域連携した場合の効果について、業務の共同化などのソフト面、浄水場の集約などのハード面、ソフト面とハード面の連携効果を反映した場合の経営面での連携効果をシミュレーションし、取りまとめております。

最後に、広域連携の進め方や当面の取組など、今後の広域連携に係る推進方針について取りまとめたところでございます。

以上です。

○森成之委員 プランにおいては、水道事業の経営環境などについて、現状分析と将来推計を実施しているとのことですが、そこで明らかとなった課題について伺います。

○岡田水道担当課長 水道事業の課題についてであります。全道の給水人口は、令和50年度には、現状の半分近くまで減少することが見込まれ、浄水場の最大稼働率も4割程度まで減少し、施設能力が過剰となるとともに、更新需要については、施設規模を縮小したとしても7.1%の減少にとどまると推計されるほか、職員の年齢構成につきましては、40代以上が6割を占め、高齢化が進むと見込まれております。

また、人口減少による水需要の減少により、料金収入は現状の6割程度まで減少するとともに、管路や施設の老朽化による更新需要の増大により、多くの自治体で資金不足となり、経営が立ち行かなくなるおそれがあること、また、ベテラン職員の退職に伴い、人員の確保や技術の継承が困難となり、水道サービスの低下や災害時対応の遅れが懸念されるなど、経営上の様々な課題が見込まれております。

以上です。

○森成之委員 それでは、次に、プランで実施したソフト面、また、ハード面、経営面における広域連携シミュレーションの内容について伺います。

○岡田水道担当課長 シミュレーションの内容についてでございますが、ソフト面のシミュレーションでは、25道立保健所の地域を基本として、施設の維持管理や薬品の購入など、13業務に関

【第1分科会 7月10日 第3号】

して、共同委託や共同購入など、事務の広域的処理に係る効果を算定いたしました。

ハード面のシミュレーションでは、道内全ての浄水場を対象に、浄水場の集約や地下水源の活用による浄水処理方式の転換を行うことで、効果の可能性のある組合せを抽出し、削減額を算定したほか、25地域ごとに遠方監視システムを共同導入し、管理拠点を1か所に集約した場合の効果を算定いたしました。

経営シミュレーションでは、給水原価や資金残高など、7項目の経営指標について行った将来推計の結果に、ソフト面とハード面の連携シミュレーションの効果を反映した場合の効果を推計いたしました。

以上でございます。

○森成之委員 分かりました。

それでは、次に、ソフト面、ハード面、経営面のそれぞれのシミュレーションにおいて明らかとなりました広域連携における効果について伺います。

○岡田水道担当課長 広域連携による効果についてでございますが、ソフト連携シミュレーションでは、削減効果が認められた11業務のうち、施設の維持管理、料金関係事務、水道メーターの購入の3業務につきましては、地域によって差はあるものの、比較的大きな削減効果がありました。特に、料金関係事務におきましては、全ての地域で削減効果が認められ、現状と比べ、20%、合計約14億円の削減となったところでございます。

また、ハード連携シミュレーションでは、浄水場の集約や地下水源の活用の可能性のある組合せを抽出し、効果を算定したところ、4割程度の組合せで効果があり、削減額の合計は、浄水場集約では175億円、地下水源活用では23億円となったところでございます。

経営シミュレーションでは、ソフト面、ハード面の全ての効果を反映した場合、給水原価では、令和50年度に、全道平均で1立方メートル当たりの324.4円との推計に対しまして、304.8円となり、19.6円の改善が図られたほか、資金残高では、50年度に、全道で4952億円の収支不足が見込まれるところ、約2550億円まで改善が図られる結果となったところでございます。

以上です。

○森成之委員 次に、広域連携に向けての課題についてであります。

それぞれのシミュレーションでは、水道事業の広域連携による効果が一定程度見込まれるとのことでありますが、水道事業者間の広域連携を実現していくためには、どのような課題が考えられるのか、伺います。

○竹澤環境保全局長 広域連携に向けての課題についてでございますが、ソフト面では、現状で、水道事業者ごとに施設の維持管理の委託業者が様々であること、薬品や水道メーターの購入頻度、購入時期、型式や仕様などが異なることなどから、これらの共同での委託や購入に当たりましては、水道事業者間の調整が課題として挙げられるところでございます。

また、ハード面では、まずは、自治体内での施設の集約を優先したいと考えている水道事業者や、集約による災害時の浄水場の維持に不安を抱いている水道事業者の理解を得ることのほか、

具体的な検討を進めるに当たっては、本シミュレーションで見込むことが困難であった用地確保などに係る諸費用や物価の高騰などに留意し、地域の実情を踏まえたより詳細な施設計画の作成と経費の精査などが必要と考えられるところでございます。

以上でございます。

○森成之委員 それでは、最後ですけれども、今後の取組についてお伺いします。

広域連携を進める上で様々な課題があるとのことではありますが、水道法では、広域連携の推進については、都道府県の責務として位置づけられております。

水道事業者の経営環境がますます悪化していく中、経営基盤の強化を図っていくために、道は、今後、水道事業の広域連携に向けて、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○宮崎アカネ副委員長 環境生活部長加納孝之君。

○加納環境生活部長 今後の取組についてであります。本道は、広域分散型の地域構造を有するなど、水道事業にとって収益性が低い環境の中、今後、様々な経営上の課題に直面することが見込まれておりますが、経営基盤の強化の手段の一つである広域連携に取り組むことで、一定のコスト削減効果が見込まれますとともに、業務運営や施設利用の効率化などが期待されるところであります。

道といたしましては、広域連携推進プランに基づきまして、水道事業者の皆様と現状や将来像についての認識を共有いたしますとともに、維持管理等のソフト面や浄水場の集約等のハード面での連携など、地域の実情に応じた最適な連携手法が選択できますよう、意見交換を重ねながら、広域的な連携が促進されるよう取り組んでまいります。

○森成之委員 終わります。ありがとうございました。

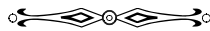
○宮崎アカネ副委員長 森委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、環境生活部所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午後 3 時34分休憩



午後 3 時36分開議

○宮崎アカネ副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 総合政策部所管審査

○宮崎アカネ副委員長 これより総合政策部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

太田憲之君。

○太田憲之委員 私からは、総合政策部所管に関する事項について、大きく2点についてお聞きしたいと思っております。

【第1分科会 7月10日 第3号】

まず初めに、新しい総合計画等についてお伺いしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更や、ウクライナ情勢を反映した物価高騰など、時代が大きな変革期を迎えているところであります。

こうした状況を踏まえて行った総合計画に関する我が会派の代表質問に対し、知事は、新たな総合計画の策定に速やかに着手し、道民の皆様と共に検討を進める旨、答弁をされました。また、創生総合戦略につきましても、総合計画の方向性などを踏まえて、新たな戦略策定作業を進める考えも示されました。

ここでは、総合計画策定等に向けた今後の道の取組などについて、順次伺ってまいりたいと思います。

道では、これまで、総合計画策定においても、道民からの意見聴取など、様々な検討プロセスを経て策定したと承知しております。

今回の策定に当たっては、どのようなプロセスで検討を進めていくのか、お聞かせ願います。

○宮崎アカネ副委員長 計画推進課長佐々木敏君。

○佐々木計画推進課長 今後の検討の進め方についてでございますが、道では、条例に基づき、総合計画の策定と推進に関する知事の附属機関として、有識者などで構成する北海道総合開発委員会を設置し、これまで、総合計画の策定に当たっては、委員会に諮問し、審議を経て取りまとめた計画案を知事に答申いただき、道議会での御議論などを経て、道として決定してきているところでございます。

このたびの計画の策定に当たっても、同様の手順を踏むこととし、検討の過程の中で、道民の皆様や市町村の方々から幅広く御意見をお聞きしながら議論を進め、節目ごとに素案、原案を順次取りまとめ、それをお示しし、各段階で道議会での御議論やパブリックコメントも実施しながら、最終的な案を取りまとめていくよう進めてまいります。

○太田憲之委員 新たな総合計画策定に当たり、道民の意見を幅広く聴取していくことは大変重要であり、道民、市町村の意向の反映は、道の行政基本条例にも規定されているものであります。

幅広く意見を聴取するという観点からは、働いている世代や高齢の方々だけでなく、これからの北海道の未来を担っていく若い世代の意見を取り入れることが特に重要と考えます。

鈴木知事は、道政執行方針の中で、地域の発展こそが、北海道の発展につながる、そして、地域の皆様の声が未来に進むための力になると述べられました。

地域の実情をしっかりと把握し、総合計画の策定を進める必要があると考えますが、道民や市町村の意見聴取を具体的にどのように進めていくのか、御所見をお聞かせ願います。

○佐々木計画推進課長 道民の皆様の意見聴取についてでございますが、道では、新たな計画の検討に当たりまして、北海道の将来に関する意向などを把握するため、道民の皆様や企業、団体等の方々にアンケート調査を実施するほか、本道の将来を担う若い世代の意見を把握するため、新たに、各地域の高校や大学を訪問し御意見を伺うことも検討しております。

また、市町村から地域の実情について御意見を丁寧に伺うとともに、振興局と連携をし、各地域において、経済、産業、医療、福祉、子育てなどの分野の団体、企業の方々や、地域づくりを担っているの方々から御意見を伺う考えであり、こうした取組により、様々な世代や地域、職種から幅広く道民の皆様の声を把握して、計画の検討を進めてまいります。

○太田憲之委員 それでは、次に移ります。

現在の総合計画に関しては、道の政策の基本的な方向を示すものとなっており、個別具体の施策、事業は、総合計画とは別に策定します個別の計画に委ね、全体として一体的に推進することにより実効性を確保していく枠組みとなっております。

総合計画に記載する基本事項や特定分野別計画との関係など、今後策定する新たな総合計画の枠組みについて、道はどのように考えているのか、お聞かせ願います。

○佐々木計画推進課長 計画の枠組みについてでございますが、新たな計画では、これまでの計画の構成も参考にしながら、将来を展望した計画の目指す姿を掲げ、その実現に向け、政策分野ごとに現状と課題を踏まえた目標を設定し、その方向を示すとともに、各地域ごとにそれぞれの特性や課題を踏まえた地域づくりに関する基本的な考え方などを示すといった二つの観点で、中長期的に政策の方向性を示していくことを基本に検討しているところでございます。

また、総合計画の推進に関しては、行政基本条例及び地域振興条例に基づき、総合計画とは別に策定する特定分野別計画や地域計画と一体的に推進していくことで、実効性を確保してまいります。

○太田憲之委員 現計画の期間は、2016年度から2025年度までの10年間、その前の「新・北海道総合計画」は、平成20年度からおおむね10年とされておりました。

さきの代表質問で、新たな総合計画の目指す姿や政策の目標について、おおむね10年後と御答弁されましたが、新たな総合計画における計画期間の具体的な考え方についてお聞かせ願います。

○佐々木計画推進課長 計画の期間についてでございますが、総合計画は、長期的な展望に立って道の政策の基本的な方向を総合的に示すといった行政基本条例における位置づけや、国の次期北海道総合開発計画の計画期間なども考慮し、おおむね10年間を期間とし、計画の検討を進めてまいります。

○太田憲之委員 総合計画の目標を達成するためには、計画の中で示す政策の方向性に沿って様々な取組を展開し、その効果が道民の方々に及んでいく必要があります、実効性の確保が何よりも重要になってくると考えます。

計画の実効性を確保していくためには、適切な推進管理が求められますが、道は、点検評価といった推進管理をどのように行っていく考えなのか、また、社会経済情勢が著しく変化する中で、10年という長期にわたる今後の情勢変化にどのように対応していく考えなのか、併せてお聞かせ願います。

○佐々木計画推進課長 計画の推進管理についてでございますが、総合計画に掲げる政策につい

【第1分科会 7月10日 第3号】

ては、その実効性を確保するため、政策評価条例に基づき、毎年度の政策評価を通じ、指標の進捗状況を把握するとともに、その時々^の社会経済情勢も踏まえた必要な対応について、毎年度開催する総合開発委員会での意見を踏まえ、点検評価に反映しており、新たな計画においてもこうした手法を基本として考えていくところでございます。

また、計画期間が長期にわたることから、中期的な点検評価を実施することとし、そのための必要な評価指標を検討してまいります。

○太田憲之委員 次に、新たな計画に求められる方向性についてお伺いをいたします。

本道を取り巻く社会経済情勢の変化や課題に対応し、政策を目標に向かって進めていくために、どういった点を特に重視していくのか、考えをお聞かせ願います。

○宮崎アカネ副委員長 計画局長笠井敦史君。

○笠井計画局長 計画策定に当たっての検討方向についてでございますが、道といたしましては、新計画の政策面においては、北海道を取り巻く環境が大きく変化中、持続的な発展を目指して、エネルギーやデジタル、食、観光など、北海道のポテンシャルや優位性を生かした政策の視点とともに、人口減少問題や頻発・激甚化する自然災害をはじめ、直面する様々な課題への対応に向けた政策の視点といった双方の視点で、政策の方向性などを検討することが重要と考えてございます。

道といたしましては、こうした考えの下、長期的な展望に立って、新たな計画の検討を進めてまいります。

○太田憲之委員 ラピダス社による次世代半導体の製造拠点が私の地元の千歳市に進出するといったことが呼び水となりまして、今後、札幌圏を中心としたエリアで企業の立地や新たな雇用創出が期待されているところであります。

一方で、こうしたエリア以外の地域では、人口減少に歯止めがかからず、地域の暮らしや経済が大変厳しい状況となっているやに伺うところでございます。

今後、さらに地域間格差が拡大していくことも懸念される中で、新たな計画の中では、地域に関する政策展開をどのように位置づけて、地域の姿をどのように描いていくのか、考えをお聞かせ願います。

○笠井計画局長 地域に関する政策の考え方についてでございますが、道といたしましては、新計画の策定に向けては、本道の優位性や直面する課題を踏まえた政策に加えて、それぞれの地域における特性や固有の課題を踏まえた政策について、方向性を検討していく視点が重要と認識しております。

道においては、これまでも、長期的な視点に立った地域の振興を図るため、六つの連携地域ごとの「地域づくりの方向」と14の振興局所管地域の「重点的な施策の方向」をお示しし、振興局が中心となり、具体的な取組を推進してきたところでございます。

新たな計画の策定に当たっても、こうした考え方などを踏まえ、市町村をはじめ、地域の御意見も十分に伺いながら、それぞれの地域の目指す姿とその実現に向けた施策の方向を道民の皆様

に分かりやすくしっかりとお示しできるよう、検討を進めてまいります。

○**太田憲之委員** 新たな総合計画について、策定のプロセスや道民意向把握の方法、そして、推進管理、地域の位置づけなどについて、順次伺ってまいりました。

物価の高騰や人口減少が道民生活や地域経済に大きな影響を及ぼし、国際情勢や経済環境も先行きが不透明な状況が続く中、こうした状況であるからこそ、これからの道による政策の基本的な方向を総合計画という形で示していくことは、大変に意義のあることと考えます。

道は、今後どのような基本的姿勢で総合計画を策定し、いつからスタートさせていく考えなのか、お聞かせ願います。

○**宮崎アカネ副委員長** 総合政策部長三橋剛君。

○**三橋総合政策部長** 計画策定に当たっての考え方についてであります。エネルギー問題や食料、経済の安全保障など、社会経済情勢の大きな変化に的確に対応していくためには、新たな計画において、おおむね10年後の北海道の将来を見据えた目指す姿や政策の目標を分かりやすくお示しし、道民の皆様と共有することが重要と認識しております。

また、新計画における政策の方向性を検討する際には、ゼロカーボンをはじめ、社会経済の変化で生じる新たな需要への対応の視点、人口減少などで直面する重要課題に向き合う視点、さらには、道内各地域の特徴や固有の課題を踏まえた地域の視点などが重要となっております。

道といたしましては、こうした考え方を基本に、幅広い世代の地域住民や市町村の皆様から丁寧に御意見をお伺いしながら、道内各地域の特性や課題なども十分意識し、具体的な政策の方向性などについて検討を進め、北海道総合開発委員会の審議を踏まえた上で、計画の素案を年内に取りまとめ、道民の皆様や道議会にお示しできるよう進めてまいります。

以上でございます。

○**太田憲之委員** それでは、次に移りたいと思います。

現行の北海道創生総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づく都道府県の総合戦略として、令和2年度からの5か年を計画期間として策定したものであり、我が会派の代表質問において、次期戦略の策定作業を進めるとの御答弁をいただいたところであります。

次期戦略は、新しい総合計画の内容を踏まえて策定することと伺っておりますが、ほかにどのような計画や方向性を反映させて策定していく考えなのか、お聞かせ願います。

○**宮崎アカネ副委員長** 地域創生局長大野哲弘君。

○**大野地域創生局長** 次期創生総合戦略についてでございますが、現行の創生総合戦略は、地域におけるデジタルトランスフォーメーションの推進を目指す国の動きを踏まえ、施策全般にデジタルの力の活用や脱炭素の視点などを反映し、令和3年12月に改定したところであります。

次期戦略の策定に当たっては、新しい総合計画の方向性を踏まえつつ、喫緊の課題であります少子化対策はもとより、食やエネルギーなど、本道の強みや潜在力を最大限生かした施策を重点的に展開できるよう、官民連携によるモデル事例の創出や地方への人の流れの創出、拡大の強化など、国の総合戦略における重点検討課題や、直近の人口推計を踏まえた国の長期ビジョンの改

定内容も十分反映しながら、道の人口ビジョンの見直しと併せ、整理してまいります。

○太田憲之委員 ただいま、次期戦略について御答弁いただいたところでありますが、今後、どのように検討作業を進めていき、そして、いつ頃の策定を目指しているのか、お聞かせ願います。

○宮崎アカネ副委員長 総合政策部地域振興監菅原裕之君。

○菅原総合政策部地域振興監 次期戦略に係ります今後の進め方についてでございますが、次期戦略の策定に当たりましては、産学金等の関係者で構成いたします北海道創生協議会におきまして毎年度行っている施策の検証結果を踏まえめるとともに、協議会の下にワーキンググループを設置し、本道の人口動態のほか、今後実施予定の人口減少などに関する意識調査や地域におけるヒアリングの結果について整理、分析を行い、各分野からの御意見を伺いながら、新たな時代に対応した本道の地域創生について検討を行ってまいります。

なお、策定期間につきましては、次期戦略の方向性につきまして、年度内を目途にワーキンググループで取りまとめました上で、総合計画の方向性や国の長期ビジョン等の改定状況なども踏まえめ、適時適切に進めてまいります。

以上でございます。

○太田憲之委員 検討に当たりましては、最近の社会情勢の変化や道内の人口減少の状況、そしてその要因などを十分に検証した上で、次期戦略を検討する必要があると考えます。

また、外部の専門的な知見も取り入れて、しっかりと検証を行う必要があると考えますので、その点を指摘させていただきたいと思えます。

ただいま、担当所管から御答弁いただいたところでありますが、新しい総合計画や次期創生総合戦略に関しましては、いずれも本道の中長期にわたる発展方向や道の政策展開方針を決める重要なものでありますことから、改めて知事の見解をお伺いしたいと思えますので、委員長におきましてはお取り計らいのほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の項目に移ります。

官民連携の推進に関する我が会派の代表質問に対し、鈴木知事は、応援団第二章では、地域おこし協力隊と企業との新たな連携を進めていく旨、御答弁されましたが、その新たな連携の位置づけ等については、いまだ判然としない部分がございます。

そこで、以下、応援団第二章の考え方などについて伺ってまいりたいと思えます。

最初に、ほっかいどう応援団会議についてお伺いします。

鈴木知事の1期目の公約として展開してきました応援団会議の取組につきましては、これまでも様々な機会に御答弁いただいているところでありますが、改めてその具体的な成果や課題についてお聞かせ願います。

○宮崎アカネ副委員長 企業連携担当局長阿部正幸君。

○阿部企業連携担当局長 これまでの取組の成果などについてでございますが、道では、地域が抱える課題の解決に向けまして、市町村の支援ニーズと企業や個人の方々の応援ニーズとのマッ

チングを行いながら、応援団会議のネットワークを活用し、資金支援や協働活動など、官民連携の取組を推進してきたところでございます。

こうした中、これまで、応援団会議には、道内外の約700の企業や団体の方々、約1万3000人の個人の皆様に参加をいただくとともに、応援ニーズと支援ニーズのマッチングを進め、資金支援面では、個人版、企業版のふるさと納税が、また、官民連携面では、包括連携協定数がそれぞれ全国1位となるなど、取組の土台づくりを進めてきたところでございます。

道といたしましては、今後、応援団会議の取組の輪を広げていくためには、参加主体をさらに掘り起こしていくとともに、マッチングを強化していくことが課題と認識してございます。

○太田憲之委員 ただいまの御答弁で、参加企業数等々、それから、様々な連携、資金確保など、一定の成果を収めていると伺ったところでありますが、具体的にどのような連携事例があったのか、そして、道はどのような役割を担ってきたのか、お聞かせ願います。

○宮崎アカネ副委員長 官民連携推進局参事藤原和道君。

○藤原官民連携推進局参事 官民連携に向けた取組についてでございますが、道では、応援団会議の枠組みを活用し、企業などの応援ニーズと市町村の支援ニーズのマッチングを進めていくため、道内外で応援セミナーを開催し、市町村長からのトップセールスの場を提供するとともに、市町村の具体的な支援ニーズをまとめた事例集を作成するなど、各般の取組を進めてきました。

こうした中で、東京で開催した応援セミナーに出席いただいたことや、市町村の取組事例集を企業に紹介したことをきっかけに、企業版ふるさと納税につながったケース、市町村の支援ニーズを聞いた応援団参加企業からの提案によりまして、食材や商品の提供を通じ、子ども食堂への支援につながったケースなど、具体的に連携した取組が生まれてきたところでございます。

以上でございます。

○太田憲之委員 応援団第二章では、これまでの取組に加えて、地域おこし協力隊に対する支援を充実するとのことですが、まず、道内の地域おこし協力隊の現状についてお聞かせ願います。

○宮崎アカネ副委員長 官民連携推進局参事高橋憲正君。

○高橋官民連携推進局参事 道内の協力隊の現状についてでございますが、道内の地域おこし隊員数は、直近のデータを見ると、昨年度は943名と、全国の隊員数6447名の約15%を占め、全国1位となっており、時系列でも増加傾向にあります。

また、任期終了後の定住率は約74%と、全国平均の約65%を上回っており、活動分野別では、観光関係、地域製品のPR・生産・販売、それから、教育・文化・スポーツや農畜産業・林業・漁業が上位を占め、地域が求める様々な分野で活躍されておられます。

このような状況を踏まえまして、道といたしましては、地域おこし協力隊の方々には、地域の活性化に加え、移住、定住の促進の観点からも大変重要な存在と認識しているところでございます。

以上です。

○**太田憲之委員** 次ですが、支援を充実するというものでありましたが、道は、隊員や市町村の支援ニーズがどのようなもので、支援ニーズに対してどのような取組を行うこととしたのか、それをお聞かせ願います。

○**宮崎アカネ副委員長** 官民連携推進局長所健一郎君。

○**所官民連携推進局長** 支援ニーズを踏まえた道の取組についてでございますが、道では、協力隊の方々への支援の検討に当たりまして、昨年度、市町村、隊員の方々のそれぞれに対し、アンケート調査を実施しております。

市町村を対象に、制度運営に関する課題を伺ったところ、募集と採用、任期終了後のサポート、活動中のサポートが上位3項目となっております。

また、隊員を対象に、道への支援要望について伺ったところ、他地域の協力隊員との交流やネットワークづくり、起業・就業や定住セミナーの実施、活動事例の共有が上位3項目となっております。

道といたしましては、こうしたニーズを基に、今年度、隊員ネットワークを新たに構築したほか、今後、隊員間の交流を促進するための交流会や任期終了後の定住促進に向けた起業・就業セミナーを開催するとともに、ポータルサイト開設による道内募集情報の一元的な発信や、首都圏で開催される移住イベントで隊員の募集情報の周知などを実施してまいります。

こうした支援の実施に当たりましては、協力隊員をサポートしている市町村に丁寧の説明の上、連携をしながら効果的に進めてまいります。

○**太田憲之委員** 道がほっかいどう応援団会議を立ち上げてから4年が経過しており、これからは、応援団第二章という新しい段階に取組をステップアップしていこうとしておられますが、今後、具体的にどのように取組を充実させ、官民連携を新たな高みに引き上げようとしているのか、応援団第二章を今後どのように展開していこうとしているのか、道の考えをお聞かせ願います。

○**三橋総合政策部長** 今後の応援団会議の取組についてであります。地域が直面する課題は、一層、多様化、複雑化しており、道といたしましては、この課題解決に向け、地域のニーズを踏まえながら、応援団会議に多様な主体の参画を促進するとともに、市町村の支援ニーズと企業などの応援ニーズとのマッチングを強化し、官民連携をさらに促進していくことが重要と認識しております。

このため、道では、官民連携推進局の体制を強化し、積極的な企業訪問を行うことはもとより、本道に縁のある企業を把握し、効果的にアプローチを行うなど、応援団会議への参加企業の掘り起こしの強化を図ってまいります。

また、市町村の支援ニーズを集め、事例集としてデジタル化し、道のウェブやSNSを通じ、道内外に発信しますほか、企業と道や市町村の交流の場である応援セミナーも取組を強化しまして、道内外で3回開催とするなど、きめ細かな支援ニーズの収集やマッチングに努めてまいります。

さらには、市町村と地域おこし協力隊が行う取組と企業の知恵や資源のマッチングを行いました、新たな連携事業の創出を行うなどし、こうした取組を通じまして、応援団会議の取組を充実し、地域課題の解決を促進してまいります。

以上でございます。

○太田憲之委員 応援団会議に関しまして、るる御答弁をいただきました。御答弁の中で、地域の活性化に加え、移住、定住の促進の観点からも大変重要な存在であるということを申されました。

地域おこし協力隊の皆さんに関しましては、それぞれミッションを持って、地域で活動しているところでございます。そういった地域おこし協力隊の皆さんの本来の役割に影響を及ぼすような新たな負担にならないかという点をちょっと懸念しているところでございます。

御答弁では、協力隊の支援ニーズについてもお伺いをしていくということでもありますので、負担が増えるという懸念ではなく、負担を軽減してくれるような道の働きを期待するところであり、そういった協力隊の皆様との連携が新たな連携を生み出していくものと期待しているところであります。

この応援団第二章の取組に関しましては、知事の公約でもありますので、改めて知事のお考えをお伺いしたいと思います。委員長、お取り計らいをよろしく願申し上げます。

以上で私の質問を終わります。

○宮崎アカネ副委員長 太田委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

中川浩利君。

○中川浩利委員 私も、通告に従いまして、まず、知事の政治姿勢、とりわけ人口減少への対応について伺ってまいります。

今定例会の冒頭に述べられました知事の道政執行方針について、私なりに気になる点が多々ございました。

会派の代表質問でも議論をしましたが、北海道の価値というものは一体何なのか、あるいは、その価値から生じる成果について、それがあつたならば、それが本当に道民全体に還元されるのか、また、日本の発展を牽引といった国に対する貢献を言う表現が増えてきたように感じますけれども、知事は一体どこを向いているのかといったこと、さらに加えて、これまで、スピード感という表現を多用しておりましたけれども、それが全く使われなくなったことなど、細かいことも含めれば切りがございませんけれども、一番問題かなというふうに私が思ったのは、人口減少という、全ての施策に重大な影響を及ぼすこの最重要課題への認識がさらっとしか触れられていなかったということでもあります。

そこでまず、本道の人口減少の状況について、全国と比してどのような状況にあるのか、所見を伺います。

また、前知事時代の16年間と比較をして、これまでの鈴木知事の4年間で状況はどのように変

化をしたのか、また、その変化の要因について所見を伺います。

○宮崎アカネ副委員長 地域創生担当課長奈良華織君。

○奈良地域創生担当課長 人口減少の状況についてでございますが、本道の総人口は、1997年の約570万人をピークに減少しており、直近の2022年では、ピーク時から56万人少ない514万人であり、全国では、2008年の約1億2800万人をピークに、直近の2022年では、300万人少ない1億2500万人となっているところでございます。

本道のピーク時からの増減率はマイナス9.8%、全国においてはマイナス2.4%となっており、全国を上回るスピードで減少が続いている状況となっております。

また、2003年から2018年までの16年間と、2019年から2022年までの4年間の比較では、少子化の進展により、出生数が死亡数を下回る自然減が進む一方で、コロナを契機とした地方への関心の高まりや市町村と連携した本道への人の定着や呼び込みなどにより、転出が転入を上回る転出超過数について、減少幅が抑制されているところでございます。

以上です。

○中川浩利委員 今ほど、ピーク時からの増減率が全国はマイナス2.4%のところ、本道はマイナス9.8%ということでありましたし、転出超過数では、減少幅が抑制されているということでもありますけれども、計算しますと、高橋知事時代に年平均約2万3000人の人口減だったものが、直近の4年間では年平均約3万人の減少と、トータルの減少幅が拡大、すなわち人口減が加速化しているということでありまして、この4年間の対策をしっかり振り返る必要があると思っております。

そこで、道として、人口減少問題にこれまでどのような対策を行い、どのような成果が出たのか、また、取組を進めてきた中で、どういったことが課題として依然残っているのかについて、道の所見を伺います。

○奈良地域創生担当課長 人口減少問題への道の取組などについてでございますが、道では、現状への危機感を共有し、オール北海道での取組を推進するため、創生総合戦略などを策定するとともに、市町村が策定する戦略との有機的な連携を図りながら、子育て環境の充実や、地域特性を生かした働く場や雇用の創出、住み続けたいという思いを育む愛着の醸成のほか、移住、定住やワーケーションの普及促進など、様々な取組を進めてきたところでございます。

こうした取組などにより、一部の市町村では人口の増加や減少の緩和が見られるほか、様々な形で北海道に関わりを持っていただく関係人口の創出や、首都圏からの本社機能が移転した企業数の増加も見られるところでございます。

一方で、自然減に加え、若年者や女性の東京圏への転出超過などは、引き続き、深刻な課題であり、さらなる取組が必要と認識してございます。

○中川浩利委員 今ほどございましたけれども、本道における人口減少の課題といったものは、数十年も前から、当時も喫緊の課題というふうにされ、様々な取り組まれてきたというふうに承知をしております。

少子化なども加速化をし、今や食い止める対策に資源を投入するよりも、急激な人口減少をも受け入れた地域政策に資源を投入するほうが合理的なのではないかと、半ば諦めのような意見も聞くところがございますけれども、この問題が未来の本道に及ぼす負の影響、及び、なぜこの問題に向き合わなければならないのかについて、改めて道の所見を伺います。

○宮崎アカネ副委員長 地域創生局長大野哲弘君。

○大野地域創生局長 道としての認識についてでございますが、人口減少は、産業における担い手の確保、消費の縮小や地域交通の維持、税収減による住民サービスの低下など、様々な分野において深刻な影響を及ぼすものと考えており、経済や暮らし、行政などの地域を支える重要な機能が危機的な状況に陥ることも危惧されるところであります。

特に、広域分散型の地域構造を有する本道においては、若年層を中心とした人口流出により、基幹産業である1次産業をはじめとした担い手の不足をはじめ、地域医療や身近な交通手段の確保が懸念されるなど、地域の経済や住民の皆様の暮らしへ大きな影響を及ぼすものであり、全国を上回るスピードで本道の人口減少が進んでいる状況に対し、強い危機感を持って取り組んでいく必要がある課題と認識しております。

以上です。

○中川浩利委員 一言で言うと、地域の崩壊の危機があるといった重要な課題だというふうに私は思っておりますけれども、知事は、先日の代表質問で、北海道創生総合戦略についても、総合計画の方向性や国の長期ビジョンの状況を踏まえて、新たな戦略策定作業を進める旨、答弁しておりますが、それに併せて北海道人口ビジョンについても見直しを行う考えがあるのかなのか、お伺いいたします。

また、見直しに当たっては、これまでの道における人口減少対策に対して、真摯に総括、検証を行い、反省点を明確にしておく必要があります。

道として、人口減少対策を道政運営上どのように位置づけて、今後どのように進めていくおつもりなのか、見解を伺います。

○宮崎アカネ副委員長 総合政策部地域振興監督原裕之君。

○菅原総合政策部地域振興監 人口減少対策についてでございますが、人口減少は、道政が直面する最大のピンチとして、継続して粘り強く取り組むべき課題であり、人口ビジョン及び戦略において、人口減少への危機感、今後の見通し、課題などを広く道民の皆様と共有し、北海道の創生に向けた施策を総合的かつ計画的に推進しているところであり、今般の新たな総合計画の策定に伴いまして、関わりの深い創生総合戦略についても見直しを行うこととしたところがございます。

その策定に当たりましては、北海道創生協議会でっております施策の検証結果を踏まえまるとともに、協議会の下に設置するワーキンググループにおきまして、本道の人口動態のほか、人口減少に関する意識調査などについて整理、分析の上、各分野からの御意見を伺いながら検討を行い、総合計画の方向性や国の長期ビジョン等の改定状況なども反映し、道の人口ビジョンの見

直しと併せて整理をする考えでございます。

道といたしましては、新たな戦略を策定しますとともに、市町村とも連携し、人口減少問題を含めた様々な地域課題に関し、地域の実情に応じたきめ細やかな支援に努めるなど、持続可能な地域づくりに向け、取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川浩利委員 ただいま、人口ビジョンの見直しも行っていく旨の御答弁だったというふうに思っています。このことについてはしっかりと議論していきたいというふうに思いますが、本件は重要な課題でありますので、知事にもこのお考えを直接伺いたいと思いますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

次に、応援団会議の第二章についてお伺いいたします。

公約を踏まえて、知事の2期目においては、応援団第二章がスタートするということですが、この第二章を打ち出すに当たり、知事の1期目における応援団第一章の取組について、どのように総括、検証して、第二章の基礎としたのか、第一章の取組への評価も含めて、まず、お伺いをいたします。

○宮崎アカネ副委員長 企業連携担当局長阿部正幸君。

○阿部企業連携担当局長 これまでの官民連携の取組への評価についてでございますが、地域課題の解決に向けては、市町村から、外部の力を効果的に取り入れながら取り組みたいとの声が寄せられていることから、道では、4年前にほっかいどう応援団会議を立ち上げまして、地域の支援ニーズと企業、個人の応援ニーズとのマッチングを行いながら、資金支援や協働活動など、官民連携の取組を推進してきたところでございます。

こうした中、これまで、応援団会議には、道内外の多くの企業や個人の方々などに参加をいただくとともに、企業版、個人版のふるさと納税や、道と企業との包括連携協定数が全国1位となるなど、取組の土台づくりが進みつつあります。

道といたしましては、今後、こうした取組をさらに進め、支援ニーズと応援ニーズのマッチングの強化などにより、官民連携をさらに促進していくことが重要と認識してございます。

○中川浩利委員 評価は様々ございますけれども、今回の第二章に関わる道の予算資料など、取組を拝見いたしました。改めて第二章と言うほど発展した内容というふうには私は思えませんでした。バージョンで言えば、バージョン1からバージョン2になったということではなくて、バージョン1.1程度かなと厳しく言いたいというふうに思います。

打ち出された取組が、内容や予算の面で、第二章というその言葉上、幕開けにふさわしいものとなっているのか、疑問でありますけれども、この第二章に係る予算計上事業、あるいは、本年度、道としてどのような取組を行うこととしているのか、お伺いをいたします。

○宮崎アカネ副委員長 官民連携推進局参事福山琢也君。

○福山官民連携推進局参事 今年度の官民連携の取組についてでございますが、道では、官民連携の輪をさらに広げ、地域課題の解決に向けた取組を進めていくこととし、今年度、官民連携推

進局の体制を強化するとともに、新たに応援団会議の充実や地域おこし協力隊の支援の拡充を図ることとしたところでございます。

具体的には、積極的な企業訪問により、応援団会議への参画企業の掘り起こしの強化を図るとともに、市町村の支援ニーズをまとめた事例集の作成や、応援セミナーなどの開催を通じ、応援ニーズと支援ニーズとのマッチングを促進するほっかいどう応援団会議運営事業を、また、地域おこし協力隊員のさらなる確保、定住に向け、これまでの市町村の取組に加え、道として募集から任期終了までの各段階における支援を強化する地域おこし協力隊支援パッケージ事業を、それぞれ今定例会に提案しているところでございます。

以上でございます。

○中川浩利委員 繰り返しになりますけれども、やはり、地域おこし協力隊を巻き込んで大幅に応援団会議がバージョンアップしたというふうには思えません。

代表質問でも、第二章で地域おこし協力隊員を取り込んでまで目指す姿といったものが何なのかということを知事に伺いましたけれども、やはり、曖昧な答弁でありました。

また、そもそもこれが地域のニーズに合致しているのかも疑問でありますけれども、地域おこし協力隊にまつわる地域からのニーズなどについて、道は、どのように把握をして、それを今回どのような事業、施策として具体的に反映、昇華したのか、伺います。

また、地域おこし協力隊の定住率は、全国で65%程度ということで、先ほど既に答弁が出ていましたけれども、道内ではどのようになっているのか、あるいは、任期途中で辞めてしまった協力隊員がどの程度おられて、その主な原因はどのような事情によるものと把握をされているのか、お伺いをいたします。

○宮崎アカネ副委員長 官民連携推進局参事高橋憲正君。

○高橋官民連携推進局参事 地域おこし協力隊員の支援ニーズなどについてでございますが、道が昨年度実施したアンケートにおいて、隊員からは、他地域の隊員との交流やネットワークづくり、市町村からは、活動中や任期後の定住に向けたサポートや、募集と採用へのサポートなどの要望が多く挙げられたことから、道では、こうしたニーズに基づき、今年度、隊員の全道ネットワークの新規構築や、研修会、講習会の充実、相談体制の強化等を行うことといたしました。

また、これまでの官民連携の取組も踏まえまして、さらなる地域課題の解決に向け、地域の魅力発信や特産品開発など、地域活性化で重要な役割を担う協力隊の方々のお力も借りながら、市町村と応援団企業の新たな連携の創出に向けた取組も進めることとしたところでございます。

なお、道内の協力隊の定住率は、令和4年度で約74%となっておりますが、当初の想定期間より早く退任した道内の隊員数は、令和3年度に115人、令和4年度に93人となっております。このうち、令和4年度の退任理由につきましては、体調不良、身内の介護等の隊員個人のやむを得ない理由で18名、住民や自治体など、地域とのミスマッチで16名、起業・就業で39名などとなっております。道といたしましては、ミスマッチの抑止に向け、応募段階における双方への必要な情報の提供や、活動中や任期終了に向けた段階での相談対応など、総合的なサポートが重要と認識して

おります。

○中川浩利委員 定住率が全国より高く、約74%ということは非常に評価すべきかなと。ただ、これは市町村の頑張りが大きいのかなというふうに思っていますが、これから道が関わって、さらに上げていけるように取り組んでいただきたいと思います。

それで、協力隊員の定住率向上に向けた相談、サポート、あるいは、応援団会議参加企業とのマッチングについて、これは否定するものではございませんけれども、果たして道が前面に出ていく必要があるのかについては、正直なところまだ疑問がございます。

また、知事公約等では、地域を応援する事業創出を拡大などと打ち出されておりますけれども、道の対応が、地域との間で、想定していないあつれきと申しますか、言うなれば余計なお世話みたいなことにならないかという心配もしてございます。

そこで、国や市町村における取組とのすみ分け、あるいは、道として担う役割をどのように認識しているのか、所見をお伺いいたします。

○宮崎アカネ副委員長 官民連携推進局長所健一郎君。

○所官民連携推進局長 道が担うべき取組についてでございますが、道では、昨年度、隊員と市町村にそれぞれ実施したアンケート調査を通じて把握した道への要望や支援ニーズに基づき、協力隊への支援策を事業化したところでございます。

また、国においても、都道府県に対し、協力隊のさらなる推進に向け、都道府県ネットワークの整備促進、情報発信の強化、隊員等を対象とした研修の実施などが依頼されているところでございまして、道の取組は、こうした依頼事項の内容にも沿ったものと認識をしております。

道といたしましては、今後とも、市町村や隊員の方々の声をお伺いしながら、広域で取り組んだほうが効率的、効果的な取組について、国や市町村とも連携しながら進めてまいります。

○中川浩利委員 この質問の最後ですけれども、この第二章では、道として、どういったことを目指して、どのような成果を上げていきたいというふうに考えているのか、分かりやすく所見を伺います。

○宮崎アカネ副委員長 総合政策部長三橋剛君。

○三橋総合政策部長 今後の応援団会議についてでございますが、地域が直面する課題は、一層、多様化、複雑化しておりまして、こうした中、道といたしましては、課題解決に向けて、応援団会議の枠組みを活用して取組を進めていくこととし、具体的取組に当たりましては、これまで4年間で作って上げてきた応援団会議の土台を生かし、多様な主体の参画を促進するとともに、市町村の支援ニーズと企業などの応援ニーズとのマッチングを強化し、官民連携をさらに促進していくことが重要と考えております。

道といたしましては、こうした考えに基づき、地道な営業活動による参画企業の掘り起こしとニーズの収集、さらには、セミナーの開催に加えまして、ウェブやSNSを活用したマッチングの強化などを通じ、応援団会議の内容の充実を図るとともに、地域の活性化に重要な役割を果たされている地域おこし協力隊のさらなる確保や定住に向け、募集から任期終了までの各段階での

支援を強化するなど取組を進め、地域が抱える課題解決につながる官民連携の具体の取組実績を積み上げてまいります。

以上でございます。

○中川浩利委員 本件につきましても、知事に直接お伺いしたいと思いますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願いします。

次に、総合計画の見直しについてお伺いいたします。

我が会派の代表質問において、知事は、新たな総合計画の策定に速やかに着手をすることとし、おおむね10年後の北海道の目指す姿や政策の目標について、道民の皆様と共に検討を進めてまいると述べられております。

2016年度から2025年度の10年間を計画期間とし、一昨年(2021年)10月に改訂したばかりの計画をあえてこのタイミングでリニューアルしようとする狙いについて、改めて、分かりやすい形で御説明願いたいと思います。

○宮崎アカネ副委員長 計画局長笠井敦史君。

○笠井計画局長 新たな総合計画についてでございますが、本年5月に開催しました総合開発委員会においては、エネルギー問題や食料、経済の安全保障など、我が国を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、新たな総合計画を策定すべきといった御意見をいただいたところでございます。

道といたしましては、人口減少など、本道が直面する課題への対応に加えて、こうした変化に的確に対応し、新たな需要を取り込んでいくため、現在の計画期間である2025年度を超えて政策を展開していく必要があるとの考えに立ち、新たな計画の策定に着手することとしたところでございます。

○中川浩利委員 2年前の2021年に改訂した際に、「改訂のポイント」として示された三つの重視すべき視点がございまして、危機に対する強靱な社会の構築、北海道の真価の発揮、そして、社会の変革への挑戦でありました。

今回、知事は、エネルギーの安定的な確保、食料や経済の安全保障といった課題などに直面していること、あるいは、デジタル産業の集積などによる変化を計画見直しの理由としておりますけれども、すなわち、2年前の前回改訂時には、こうした未来を想定していなかったということになります。いかがでしょうか。

また、例えば、危機に対する備えに関して言いますと、前回の時点であっても、感染症によるパンデミックだけではなく、本道の社会経済、道民の暮らしに大きなダメージを与える可能性がある、実際に今起きているような事態については、可能な限り想定しておくべきだったと、自分への反省も含めてでありますけれども、そういうふうを考えますけれども、リスク要因も織り込んだ上で計画を策定する必要性について、道の所見を伺います。

○宮崎アカネ副委員長 計画推進課長佐々木敏君。

○佐々木計画推進課長 計画策定に当たっての考え方についてでございますが、2021年度の総合

【第1分科会 7月10日 第3号】

計画の改訂に当たっては、感染症をはじめとする様々な危機に対する強靱な社会の構築といった推進方向を掲げ、感染症の経験を生かし、安全、安心な社会経済活動を営むことができるよう、サプライチェーンの強靱化や、持続可能な公共交通、物流の構築など、危機リスクの回避や分散化を図ることを盛り込んだところでございます。

新たな計画の策定に当たりましては、総合開発委員会での御議論も踏まえながら、可能な限り今後の本道を取り巻く社会経済情勢の様々な変化を想定し、そうした変化による道民の皆様の暮らし、地域経済への影響を捉えるなどし、本道の持続的な発展に向けた政策の目標や方向性について丁寧に検討を進めてまいります。

○中川浩利委員 2年前に改訂したものを、また情勢が動いたからとすぐ変えざるを得なくなったことについて、やはり、危機に対する想定が甘かったということは、真摯に受け止めて反省していただかなければならないかなというふうに思っています。

総合計画は、長期的な展望に立って、道の政策の基本的な方向を総合的に示すものでありまして、個別具体の施策、事業は、重点戦略計画、特定分野別計画、地域計画などに委ねられていると承知をしております。

道は、施策の実効性を確保するために、それらを一体的に推進していくこととしておりますが、今般の総合計画の見直しと連動して、北海道創生総合戦略については、新たな戦略策定作業を進める考えであるということは承知しておりますが、そのほか、北海道強靱化計画、あるいは、北海道Society5.0推進計画、もう一つ、北海道地球温暖化対策推進計画といった重点戦略計画、各種の特定分野別計画について改定を行う考えがあるのか否か、また、新規に策定する分野別計画などの考え方について所見を伺います。

○佐々木計画推進課長 特定分野別計画などについてでございますが、行政基本条例においては、特定の分野における政策の基本的な方向を明らかにする計画、いわゆる特定分野別計画については、総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って策定し、推進することとされているところでございます。

現在、各部局が策定している重点戦略計画や、保健、医療、福祉、経済、産業などといった分野ごとの計画は、その目的や対象、期間などが一様ではないことから、総合計画が示す政策の方向性を踏まえた上で、それぞれの計画を取り巻く社会経済情勢の変化や、国の関係法令や制度の改正などに応じて、今後、計画ごとに見直しの必要性などについて検討を進めてまいります。

また、今後策定する特定分野別計画についても、行政基本条例の規定に基づき、新たな総合計画の政策の方向性に沿った内容となるよう検討してまいります。

○中川浩利委員 今ほどございましたように、各部でそれぞれ持っている計画が総合計画と照らして見直しの必要があるのかないのかについては、しっかりと検討を進めていただき、それを総合政策部がグリップしていくといったことをしっかりといただきたいと思いますというふうに思います。

次に、総合計画の指標について伺います。

道は、総合計画を道民と道及び市町村が共に考え行動する指針とするために、道の目指す姿と

歩むべき道筋を共有していくことが必要だとしまして、施策のそれぞれに指標を設定しております。施策の効果を定量的に把握するなど、見える化を図るとしております。

先般は、令和7年を目標値としていた道産食品輸出額1500億円以上を達成したというふうに知事も誇ってございましたけれども、それも含め、総合計画で80ある指標のうち、達成しているものや既に絶望的なものなど、現時点における状況をお伺いいたします。

○佐々木計画推進課長 指標の進捗状況についてでございますが、総合計画に掲げます指標については、本年5月の北海道総合開発委員会において、計画の最終年度である2025年度の目標値に対する達成度に応じ、その進捗状況をお示したところでございます。

このうち、数値目標がある指標については、到達しているものが約2割、改善しているものが約4割、改善していないものが約4割となっており、また、全国と比較した数値の差を改善するなどの指標については、約7割が目標に到達していないところであり、こうした状況については、コロナ禍により国内や海外との人の移動や物流が制限されたことに伴う影響などが主な要因となっているところでございます。

なお、このたびの指標の進捗状況の評価は、令和5年5月1日時点の確定公表値を直近の実績値としておまして、道産食品輸出額については、その時点で直近のデータが一部推計値のため、確定値である令和2年度で評価した結果、改善していないものにカウントされております。

○中川浩利委員 コロナ禍の影響は当然あったというふうに思いますが、全てをその責にするということだと間違えると思いますので、しっかり詳細な分析をしていただきたいというふうに思います。

次に、目標の設定については、少し謙虚といたしますか、遠慮がちといたしますか、妥当性あるいは本気度が疑われるような目標の設定の仕方というものが散見されます。

具体的に言いますと、例えば、他の都府県との順位と比較等によって方向性を示すものという項目の中で、目標が、全国水準とか全国平均といったものがございますけれども、当面の目標だとしても、目指すところが47都道府県の真ん中ということではいただけない、あるいは、他の都府県の状況に左右される数値というものが、果たして目標としてふさわしいのかといった疑問も私は持っております。

全国平均が下がれば道の数値が上がらなくても達成できてしまうような、人任せ感のある目標設定は改めるべきでありますし、百歩譲ったとしても、全国上位5位以内とか、そういったものにしていかなければ、日本の中で輝く北海道といったことにはなっていないのかなというふうに思っておりますけれども、目標設定の考え方について所見を伺います。

○笠井計画局長 目標設定の考え方についてでございますが、現在の計画では、政策の効果を定量的に把握する指標を設定することとしてございまして、各指標には、原則として目標値を設定し、指標項目の性格などにより、目標値の設定が困難なものにつきましては、他の都府県との順位と比較などにより、その方向を示すこととしておるところでございます。

道といたしましては、新たな計画におきましては、政策の目標をより分かりやすく客観的に示

すとともに、現状の課題や目標をより明確にする必要があると考えておりました、指標及び目標値の設定につきましては、その妥当性も含めて、北海道総合開発委員会での御議論やパブリックコメントなど、道民の皆様の御意見もいただきながら検討を進めてまいります。

○中川浩利委員 ただいま答弁にありましたように、分かりやすさということにこだわって指標を設定していただきたい、意欲を持てるような、そういった目標にしていいただきたいというふうに思います。

今後の見直しに向けましては、条例に基づき、知事の附属機関である北海道総合開発委員会による審議や、委員会内に設置をされる計画部会による検討が行われ、また、道民、企業、市町村の意向調査、あるいは、パブコメ等、手続が進んでいくことになると想像いたしますが、これらの実施については少し工夫をする必要があるかなというふうに思っております。

例えば、委員会のメンバーに入れるのは難しいかもしれませんが、アンケートや意見交換会などで、本道の未来を担う子ども——子どもといっても中高生ぐらいなどの意向を酌み取れる場をつくるべきでありますし、道内在住の外国人の方々、応援団第二章で出てきました地域おこし協力隊の方々、さらに言いますと、個別テーマなどによっては、道民に限らず、道外に暮らすの方々などの意向も聞いてみても有用だというふうに考えますが、いかがでしょうか、所見を伺います。

○佐々木計画推進課長 意向の把握についてでございますが、新たな計画の策定に当たりまして、道では、道民の皆様や企業、団体等の方々に対し、北海道の将来に関する意向などを把握するためのアンケート調査を実施することとしており、この調査対象には、道内で暮らす外国人の方々への生活相談などを行っている団体もあることから、こうした団体からの御意見を通じ、外国人の方々の意向についても把握してまいりたいと考えてございます。

また、各地域を訪問し、高校生や道外出身を含む大学生の方々から御意見を伺うなど、若い世代の意向を把握することを検討しているところでありまして、道といたしましては、こうした取組を通じ、様々な分野の団体、企業の方々や地域づくりを担うの方々からも御意見を伺うなど、様々な世代や地域、職種から幅広く道民の皆様の声を把握し、計画の検討を進めてまいります。

○中川浩利委員 今ほど述べたように、幅広いの方々、多様なの方々から御意見を伺った上で反映していく、そういった総合計画にしてほしいというふうに思っています。

この見直しに関しては、代表質問でも、道民が共有、共感できるよう、知事が責任を持って示していく必要があると指摘させていただきまして、知事にも伺ったのですけれども、なかなかどのように示すかについての言及がございませんでした。

そもそも総合計画のことを認知している道民がどれだけいるのかという問題意識も持っております。こうした疑問、懸念を真摯に受け止めていただいて、道には、総合政策で掲げる目指す姿と歩むべき道筋について、しっかりと分かりやすく示していただきたいというふうに思いますが、どのように総合計画について道民の共有や共感を得られるよう進めるのか、決意も含めて最後に部長の見解を伺います。

○三橋総合政策部長 計画策定の進め方についてでございますが、エネルギー問題や食料、経済の安全保障など、社会経済情勢の大きな変化に的確に対応していくためには、新たな計画において、おおむね10年後の北海道の将来を見据えた目指す姿や政策の目標を分かりやすくお示するとともに、その内容についてしっかりと情報発信するなど、道民の皆様と共有することが重要と考えております。

このため、道といたしましては、計画策定の段階から幅広い世代の地域住民や市町村の皆様から丁寧に御意見を伺うことにより、多くの方々と共有できるよう努めながら、具体的な政策の方向性などについて検討を進め、北海道総合開発委員会の審議も踏まえた上で、計画の素案を年内に取りまとめ、道民の皆様や道議会にお示しできるよう進めてまいります。

また、新計画の決定後、市町村、関係団体への配付をはじめ、道のホームページや広報紙なども活用し、より多くの道民の皆様に新たな計画について御理解いただけますよう、周知に努めてまいります。

以上でございます。

○中川浩利委員 部長から決意も含めて答弁いただきましたが、本件につきましても、本道全体の今後の行く末に関わる大きな課題でございますので、トップリーダーである知事にもその考えを聞きたいというふうに思っています。委員長のお取り計らいをよろしくお願いし、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○宮崎アカネ副委員長 中川委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮崎アカネ副委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、7月11日の分科会は午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時43分散会